

令和4年9月2日開会

令和4年9月16日閉会

令和4年三宅町議会 第3回定例会会議録

三宅町議会

令和4年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9月2日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
決算審査特別委員会の設置	9
認定第1号～認定第6号、議案第29号～議案第34号、承認第7号の 上程、説明	10
同意第7号の上程、説明、質疑、採決	18
発議第6号の上程、説明	20
散会の宣告	21

第 2 号 (9月5日)

出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	23
職務のため会議に出席した者の役職氏名	23
議事日程	24

開議の宣告	25
議事日程の報告	25
認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について	25
議案第29号～承認第7号及び発議第6号の各委員会付託について	25
一般質問	26
瀬角清司君	26
松本健君	32
森内哲也君	41
池田年夫君	48
川鱒実希子君	53
渡辺哲久君	60
散会の宣告	68

第 3 号 (9月16日)

出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	69
職務のため会議に出席した者の役職氏名	69
議事日程	70
開議の宣告	71
議事日程の報告	71
特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	71
追加議案の上程	86
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
閉会中の継続審査について	88
町長挨拶	89
閉会の宣告	90
署名議員	91

三宅町告示第 号

令和4年9月三宅町議会第3回定例会を
次のとおり招集する

令和4年 月 日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和4年9月 2日 金曜日
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和4年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

令和4年9月 2日金曜日
令和4年9月16日金曜日
15日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	9月2日 金曜日	午前10時00分	定例会開会
第2日目	9月3日 土曜日		休会
第3日目	9月4日 日曜日		休会
第4日目	9月5日 月曜日	午前9時30分	議会再開（一般質問等）
第5日目	9月6日 火曜日		休会
第6日目	9月7日 水曜日	午前9時30分	決算審査特別委員会
第7日目	9月8日 木曜日	午前9時30分	決算審査特別委員会
第8日目	9月9日 金曜日	午前9時30分	総務建設委員会
第9日目	9月10日 土曜日		休会
第10日目	9月11日 日曜日		休会
第11日目	9月12日 月曜日	午前9時30分	福祉文教委員会
第12日目	9月13日 火曜日		休会
第13日目	9月14日 水曜日		休会
第14日目	9月15日 木曜日		休会
第15日目	9月16日 金曜日	午前10時00分	定例会再々開

令和4年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和4年9月2日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	澤 井 俊 一	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	森 本 典 秀	みどりイノベーション推進課	竹 谷 公 秀
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康子ども局長	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	渡 辺 哲 久	6 番 議 員	森 内 哲 也
---------	---------	---------	---------

令和4年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和4年9月 2日 金曜日

午 前10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告
- 日程第4 選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 認定第1号 令和3年度三宅町一般会計決算認定について
- 日程第6 認定第2号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第4号 令和3年度三宅町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第5号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第6号 令和3年度三宅町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第29号 令和4年度三宅町一般会計第4回補正予算について
- 日程第12 議案第30号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第13 議案第31号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について
- 日程第14 議案第32号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について
- 日程第15 議案第33号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 承認第7号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第3回補正予算について
- 日程第18 同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命について

- 日程第19 発議第6号 安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書
- 日程第20 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

令和4年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には、公私ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和3年度一般会計決算をはじめとします選任1件、認定6件、議案6件、承認1件、同意1件、発議1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶としたいと思います。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和4年9月三宅町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本町でも7月以降、新規感染者が急増し、その勢いは第6波を大きく上回る状況となっております。第6波の主流であったオミクロン株も、現在はBA.5系統が中心であり、奈良県でも、感染力は非常に強いものの、重症者の発生や亡くなられる方のうち、新型コロナウイルスが直接の死因であると認められる割合は低く、おのおの実態を踏まえ、冷静に対処することが必要とされています。

特に新型コロナウイルスワクチンは、感染や重症化を予防する効果が確認されていることから、本町でも60歳以上の方及び基礎疾患を有する方を対象に、ワクチンの4回目接種を7月10日より開始しており、8月26日現在、対象者の約6割の方が接種を完了しております。集団接種につきましては、9月上旬にて終了する予定でございますが、9月上旬までに接種

できなかった方については、個別接種にて対応してまいります。

また、現在、オミクロン対応ワクチンの接種について協議が進められており、詳細が決まり次第、速やかに接種体制づくりを進めてまいります。

本町といたしましても、社会経済活動を停滞させないためにも、今後も引き続き感染拡大の防止を図ってまいり所存でございますので、議員皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出をしております案件は、令和3年度一般会計決算をはじめとする決算認定6件、令和4年度一般会計第4回補正予算をはじめとする補正予算案4件、条例の一部改正2件、承認案件1件、同意案件1件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和4年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、渡辺哲久君及び6番議員、森内哲也君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月2日より9月16日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月2日より9月16日までの15日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しておりますとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長(辰巳光則君) 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡嘉夫代表監査委員より会計監査の報告を求めます。

片岡監査委員。

○監査委員(片岡嘉夫君) 去る8月19日、松田晴光監査委員と共に令和4年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

監査委員報告。令和3年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、令和4年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和4年9月2日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長(辰巳光則君) ありがとうございます。

次に、竹谷みやけイノベーション推進部長より、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長(竹谷公秀君) ただいま議長から指示のございました財政健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでござい

ます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は10.3%と、昨年度に比べ増加しております。将来負担比率の0.1%につきましては、昨年度に比べ減少しております。その主な要因は、実質公債費比率につきましては地方債償還額の増加によるものであり、将来負担比率につきましては公営企業会計の地方債残高の減少及び公債償還基金残高の増加によるものでございます。

また、資金不足比率につきましては、法適用企業に係る水道事業会計では資金不足は発生しておらず、該当なしとなりましたが、法非適用企業に係る公共下水道事業特別会計では、公営企業会計への移行に伴う打切り決算の実施により、決算処理上、一時的に資金不足が発生し、8.2%となりましたことをご報告いたします。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

決算審査のため、決算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員8名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第8条の規定はありますが、私のほうで指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。

それでは、特別委員会委員長に池田年夫君、副委員長に松本 健君を指名いたします。

◎認定第1号～認定第6号、議案第29号～議案第34号、承認第7号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 令和3年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第19、発議第6号 安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書までは、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第5、認定第1号 令和3年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第17、承認第7号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第3回補正予算についてまでの認定6件、議案6件、承認1件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年9月三宅町議会第3回定例会に提出いたしました各議案等についてご説明申し上げます。

まず、認定第1号 令和3年度三宅町一般会計決算認定及び認定第2号から認定第5号までの各特別会計の決算認定及び認定第6号 令和3年度三宅町水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出しております。

なお、認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者からご説明申し上げます。

認定第6号 令和3年度三宅町水道事業会計決算認定については、収益的勘定による収入

額は4億7,874万7,830円、支出額は9億2,531万3,739円となっており、また、資本的勘定による収入額は8,155万8,832円、支出額は1億430万7,131円で、収支差引額に対して不足する額の2,274万8,000円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額101万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,173万1,000円で補填をしております。

続いて、補正予算4件についてご説明申し上げます。

議案第29号 令和4年度三宅町一般会計第4回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

12、13ページをご覧ください。

款10地方交付税、項1地方交付税では、令和4年度普通交付税の額の確定に伴い、12万円の減額を行っております。

款12分担金及び負担金、項2負担金では、小学校給食負担金16万3,000円、中学校給食負担金5万1,000円の増額を行っております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、保育所運営費国庫負担金253万7,000円、介護保険料軽減強化負担金26万4,000円の増額を、同款项2国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業補助金551万7,000円の増額を行っております。

続いて、14、15ページをご覧ください。

款15県支出金、項1県負担金では、保育所運営費県費負担金92万9,000円、介護保険料軽減強化負担金13万2,000円の増額を行っております。同款项2県補助金では、心身障害者医療費県費補助金33万7,000円、重度心身障害老人等医療費県費補助金30万7,000円の増額を行っております。

款16財産収入、項1財産運用収入では、財政調整基金利子2万円、公債償還基金利子15万7,000円、小学校施設整備基金利子収入2万8,000円の増額を行っております。

款19繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金2億1,325万9,000円の増額を行っております。

次に、16、17ページをご覧ください。

款20諸収入、項6雑入では、高齢者福祉関係雑入1,472万8,000円、上下水道関係雑入388万8,000円の増額を行い、後期高齢特別調整交付金89万4,000円の減額を行っております。

款21町債、項1町債においては、臨時財政対策債の発行可能額の確定により6,243万3,000円の減額を、また、過疎対策事業債のハード事業で240万円の増額を行っております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

18、19ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費では、目3財産管理費で工事請負費1,081万3,000円、公共施設等整備基金積立金8,800万円の増額を行っております。

また、目4企画費で消耗品費34万7,000円、目8財政調整基金費で財政調整基金積立金2万円、公債償還基金積立金5,515万7,000円の増額を行っております。

款3民生費、項1社会福祉費では、目1社会福祉総務費で、令和3年度実績確定に伴う補助金精算のため、障害者自立支援事業で530万1,000円と障害児支援事業で42万4,000円の合わせて返還金572万5,000円の増額を行っております。

また、目2老人福祉費では、高齢者一体化予防事業で、会計年度任用職員給料72万6,000円、期末勤勉手当11万3,000円、その他社会保険料26万7,000円、費用弁償3万5,000円の減額を行い、共済費14万6,000円、報償費20万円の増額を行っております。

同款項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、保育所入所事業負担金として439万8,000円の増額を、20ページ、21ページをご覧ください。

令和3年度実績確定に伴う補助金精算のため、児童虐待防止対策事業で14万2,000円、乳幼児医療費助成事業で27万3,000円、合わせて返還金41万5,000円の増額を行っております。

目2母子福祉費では、令和3年度実績確定に伴う補助金精算のため、ひとり親家庭等医療費助成事業で23万9,000円の返還金の増額、目8放課後児童健全育成事業費で、令和3年度実績確定に伴う補助金精算のため、放課後児童健全育成事業費で29万1,000円の返還金の増額を行っております。

款4衛生費、項1保健衛生費では、令和3年度実績確定に伴う補助金精算のため、健康増進事業で2,000円、感染症予防接種事業で13万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で568万7,000円、産後ケア事業で18万7,000円の合わせて返還金601万4,000円の増額を行っております。

款8土木費、項2道路橋梁費では、道路メンテナンス事業で800万円の増額を行っております。

款9消防費、項1消防費では、修繕料23万8,000円の増額を行っております。

22、23ページをご覧ください。

款10教育費、項2小学校費では、小学校施設整備基金積立金2万8,000円の増額を行っております。

款14予備費では、先述の繰越金による財源調整のため、238万円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億8,127万円を増額し、予算

総額41億7,335万6,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第30号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款4 県支出金、項1 県負担金・補助金では、令和3年度特定健診等負担金追加交付金14万2,000円の増額を行い、款5 財産収入、項1 財産運用収入、国民健康保険財政調整基金利子収入1,000円の増額を、款7 繰越金、項1 繰越金では、前年度繰越金123万4,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款7 基金積立金、項1 基金積立金では、国保基金積立金1,000円の増額、款8 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金では、保険者努力支援交付金に係る令和3年度実績確定に伴う補助金精算のため、返還金26万9,000円の増額を行っております。

次に、款9 予備費では、先述の繰越金による財源調整のため、110万7,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出それぞれ137万7,000円を増額し、予算総額を8億4,637万7,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第31号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款5 繰越金、項1 繰越金では、前年度繰越金9万3,000円の減額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金で、負担金9万3,000円の減額を行っております。

以上のことから、歳入歳出にそれぞれ9万3,000円を減額し、予算総額を1億5,060万7,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、議案第32号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金4万4,000円の増額を行っております。

款9 繰越金、項1 繰越金では、前年度からの繰越金4,673万1,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款1 総務費、項1 総務管理費、介護保険指定機関等管理システム改修費8万8,000円の増額を行っております。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金では、令和3年度実績の確定に伴い、介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金に係る返還金1,807万2,000円の増額を、款7 基金積立金、項1 基金積立金では2,000万円の増額を行っております。

款8 予備費、項1 予備費では、先述の繰越金による財源調整のため、861万5,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出にそれぞれ4,677万5,000円を増額し、予算総額を8億8,699万5,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案第33号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月、公職選挙法施行令において、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の上限が改正されたことを受け、本町も同様に公費負担の上限額を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年8月に人事院が公表した公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出において、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、当該措置のうち育児休業の取得回数制限の緩和等に関わる事項について、令和4年10月1日の施行が予定されていることから、これを受け、育児休業の取得回数制限の要件について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、承認案件1件についてご説明申し上げます。

承認第7号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第3回補正予算について、7月下旬の環境衛生課所有公用車車両事故の発生により、早急に代替車両の購入に要する経

費について予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月5日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

歳入よりご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款20諸収入、項6雑入において、清掃関係雑入30万円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款4衛生費、項2清掃費では、目1清掃総務費において備品購入費70万円の増額を、款14予備費、項1予備費において、財源調整のため、40万円の減額を行っております。

以上のことから、歳入歳出にそれぞれ30万円を増額し、予算総額を39億9,208万6,000円とするものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました認定6件、議案6件、承認1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き、北村会計管理者より説明を求めます。

北村会計管理者。

○会計管理者（北村しのぶ君） ただいま、議長の指示をお受けいたしましたので、認定第1号から認定第5号までの令和3年度三宅町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をご覧ください。

まず初めに、認定第1号 令和3年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額36億4,000万円でしたが、その後13回の補正予算により6億5,878万円を増額し、これに前年度からの明許繰越額1億6,594万7,000円を加え、最終予算額は44億6,472万7,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額43億9,397万8,883円、歳出総額41億6,860万3,041円となり、歳入歳出差引額2億2,537万5,842円を令和4年度へと繰越しを行いました。内訳といたしましては、次年度への繰越明許繰越金として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、

道路メンテナンス事業、学校等における感染症対策支援事業の一般財源分73万円及び純繰越金2億2,464万5,842円となっております。

なお、収入未済額は、町税、負担金、使用料、手数料を合わせ、1,279万8,444円となっております。

次に、認定第2号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額8億1,000万円でありましたが、その後2回の補正予算により3,320万4,000円を増額し、最終予算額は8億4,320万4,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額8億489万6,886円、歳出総額8億266万1,909円となり、歳入歳出差引額223万4,977円を令和4年度へと繰越しを行いました。

なお、収入未済額は、国民健康保険税で343万1,380円です。

認定第3号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額1億2,970万8,000円、そこから2回の補正予算により882万5,000円を増額し、最終予算は1億3,853万3,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額1億3,348万7,476円、歳出総額1億3,348万1,176円となり、歳入歳出差引額6,300円を令和4年度へと繰越しを行いました。

なお、収入未済額は、後期高齢者医療保険料で7万6,800円になります。

認定第4号 令和3年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額8億1,300万円で、その後2回の補正により746万8,000円を増額し、最終予算額は8億2,046万8,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額8億1,520万1,556円、歳出総額7億6,836万9,694円となり、歳入歳出差引額4,683万1,862円を令和4年度へと繰越しを行いました。

なお、収入未済額は、介護保険料で実質186万2,760円ですが、特別徴収保険料において年度内返還ができなかった保険料9,100円があり、決算上185万3,660円となっております。

認定第5号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額2億9,400万円でしたが、その後2回の補正予算により744万2,000円を減額し、そこに令和2年度からの明許繰越額850万3,000円を加え、最終予算額は2億9,506万1,000円となりました。

これに対し、歳入総額2億7,780万1,609円、歳出総額2億8,171万4,074円となり、歳入歳出差引額マイナス391万2,465円となりました。

公営企業会計移行に伴う特別会計としての公共下水道事業会計は、3月31日をもって打ち

切る必要があり、本来、出納整理期間に収納すべき使用料等の歳入がないため、マイナス決算となっております。同額を企業会計である公共下水道事業企業会計に引継ぎいたしました。

次に、一般会計に係る財産に関する調書についてご説明いたしますので、決算書の130ページ、131ページをお開きください。

公有財産（１）の土地及び建物では、公民館の取壊し及び地区公民館を集会所として登録したことにより、土地でマイナス219平方メートル、公共財産の非木造建物で802平方メートルの減となっております。

1枚めくっていただいて、132ページの（２）出資による権利については増減はございませんでした。

（３）の物品にきましては、普通自動車１台及び原動機付自転車１台を廃車処分といたしましたことにより、減となっております。

（４）債権につきましては、水洗便所改造資金貸付金において、決算年度中の増減がございませんでしたので、年度末現在高はゼロ円となっております。

（５）の基金では、財政調整基金で預金による利子積立てを行い、年度中増減高は58万5,394円の増額となっております。

公債償還基金については、預金利子として34万7,595円及び過疎対策事業債への返済費用に充てるため、1億1,120万円を積み立てる一方、過疎対策事業債償還分で1,200万円、その他の公債費償還金充当分で3,200万円及び空調設備設置事業分として14万5,000円を取り崩し、年度中増減高は6,740万2,595円の増額となっております。

消防基金は、預金利子の積立てにより、年度中増減は1,350円の増額となっております。

公共施設等整備基金では、預金利子として12万6,834円、社会福祉施設あざさ苑における施設等の整備事業の財源分として100万円並びに平成31年度執行残分である山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金として50万5,156円、土地売払代金113万4,537円の積立てを行う一方、複合施設整備事業の財源に充てるため3,000万円を取り崩し、年度中増減高は2,823万3,734円の減額となっております。

地域振興基金では、預金利子による積立てを行い、年度中増減高は1,200円の増額となっております。

小学校施設整備基金は、預金利子として1万68円及び三宅小学校に導入中の再生可能エネルギーによって発電された令和3年度に係る余剰電力料金収益として6,360円並びに学校給

食調理備品購入財源分として26万6,925円を積み立て、年度中増減高は28万3,353円の増額となっております。

ふるさと納税基金では、預金利子として545円、令和2年度分における寄附額から経費を除いたふるさと納税額935万1,382円を積み立てる一方、154万円を取り崩し、一般会計に繰り入れております。年度中増減高は781万2,037円の増額となっております。

森林環境譲与税基金では、預金利子5円と65万4,000円を積み立てる一方、森林教育体験学習の一部負担金として5万円を取り崩したことから、年度中増減高は60万4,005円の増額となっております。

次に、国民健康保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明申し上げますので、決算書の151ページをお願いいたします。

(1) 国民健康保険財政調整基金は、預金利子による積立てを行い、年度中増減高は4万6,130円の増額となっております。

次に、介護保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明いたしますので、決算書の191ページをお願いいたします。

(1) 介護給付費準備基金は、預金利子による積立て3万7,943円及び介護給付費の積立て1,027万6,000円を合わせ、年度中増減額1,031万3,943円となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計に係る財産に関する調書についてご説明いたしますので、決算書の最終ページ、205ページをお開きください。

公共下水道事業基金では、預金利子8,579円を積み立て、年度末残高1,430万7,873円となっております。この基金残高を、公営企業会計となりました公共下水道事業会計に引継ぎいたしました。

以上が、令和3年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要となっております。詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして説明資料等によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます、本日の説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、5日月曜日午前9時30分より行いますので、よろしく願いいたします。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第18、同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第7号 三宅町教育委員会委員の選任については、委員1名の任期が令和4年9月30日をもって任期満了となり、新たに委員を任命する必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町■■■■■■■■■■。

宮北純宏。

■■■■■■■■■■生まれであり、新任でございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決します。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

ここで、宮北教育委員会委員に入場願います。

ただいま本会議におきまして、新たに教育委員会委員に任命同意されました宮北委員より挨拶を受けることにいたします。演台のほうへどうぞ。

○教育委員会委員（宮北純宏君） 皆さん、おはようございます。

今ご紹介いただきました宮北純宏でございます。

このたび、教育委員の任命、ご同意いただきまして、どうもありがとうございます。

私は、27年間教員生活をしておりまして、子供たちと向き合っておりました。ただ、激しいこの時代、学校教育だけでは人材育成というのは間に合わないというのを感じていました。これからの未来というのは、学校、そして企業、そして地域、そういったものが協働して、

よりよい社会が作れるというふうに感じております。

本当微力ではあるんですけども、精いっぱいつとめさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。どうぞご退場願います。

◎発議第6号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） 日程第19、発議第6号 安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の松本議員より提案理由の説明を求めます。
松本議員。

○4番（松本 健君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書の提案説明を行わせていただきます。

なお、提案説明につきましては、意見書の読み上げをもって提案説明とさせていただきます。

安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書。

安倍元総理大臣の葬儀を「国葬」で行うという政府の決定について、立憲主義、民主主義の観点から重大な懸念があることからこれに反対する。

そもそも、「国葬」は明治憲法下の天皇の勅令である「国葬令」に基づくものであったが、日本国憲法施行の際に失効しており、現在は実施にあたって法的な根拠は無い。もちろん、その経費を全額国費から支出することについても法的な根拠は無い。したがって、これは内閣の閣議決定で決めるようなものではなく、「国葬」そのものについて国会で要件や基準を作り、法律にのっとって実施するべきと考える。

今回、政府が「国葬」を実施することを閣議決定した理由は、「歴代最長の就任期間を通して、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開に貢献」とのことである。最長期間はさておき、それ以外のところは賛否の分かれるもので民意に基づくとは言い難く、根拠に乏しい。

また、この期間に森友学園問題での首相の国会答弁に発する文書改ざんで職員が自殺に追い込まれたこと、森友・加計学園・桜を見る会の疑惑に対する国会質問で100回を超える虚偽答弁を行い、真摯に説明しなかったことへの国民の疑問は今も残されている。

加えて、立憲主義及び憲法の基本理念から疑問視される法制定・法改正・閣議決定（教育基本法改正、集団的自衛権行使を容認する閣議決定、安全保障関連法の制定、共謀罪の制定、検察庁法の改正、など）が強硬とも言える国会運営で行われてきた事への批判も少なくない。

このような状況下、世論調査でも「国葬」については人々の意見が大きく割れている。その中で、歴代最長の就任期間を通していわば慣行にもなってしまった感のある、「法律でやっちはいけないと書かれていないことはやっても良い」的な行政運営で実施が決定されてしまう事は、その慣行を暗に肯定し、この先も続けてゆくことを内外に示すことにつながると危惧する。

今、この痛ましい事件を受けて行なうべきことは、「国葬」を執り行うよりも、まずはこれまでの足跡を振り返ることである。そして、伝えるものと改めるものを与野党ともに立場を超えて議論し、理解し合い明らかにしてゆくことではないだろうか。

よって、国においては、立憲主義、民主主義を守るという観点から「国葬」の実施を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま、松本議員の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、5日月曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月5日の月曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午前10時54分）

令和4年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和4年9月5日月曜日午前9時29分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	健康子ども局長	植 村 恵 美
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	会 計 管 理 者	北 村 しのぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	渡 辺 哲 久	6 番 議 員	森 内 哲 也
---------	---------	---------	---------

令和4年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和4年 9月 5日 月曜日

午 前 9時30分 再 開

- 日程第1 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第29号から議案第34号までの6議案、承認第7号及び発議第6号に対する各委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 少し早いですが、皆さんおそろいなので、会議を始めさせていただきたいと思います。

令和4年三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、定例会は成立しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第1、認定第1号 令和3年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 令和3年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6議案は、さきに設置されました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの議長を省く全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第29号～承認第7号及び発議第6号の各委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第2、議案第29号 令和4年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより、承認第7号 専決処分事項報告令和4年度三宅町一般会計第3回補正予算についてまでの議案6件、承認1件及び発議第6号 安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書を各常任委員会へ付託し、委員会は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第29号 令和4年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより、承認第7号 専決処分事項報告令和4年度三宅町一般会計第3回補正予算についてまでの議案6件、承認1件及び発議第6号 安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書を各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

- 議長（辰巳光則君） 次に、日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。今定例会に通告をされました議員の発言を許します。

◇ 瀬 角 清 司 君

- 議長（辰巳光則君） 3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

3番議員、瀬角清司君。

- 3番（瀬角清司君） ただいま議長のお許しを得ましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

一般質問2点ありまして、まず初めに広報紙等の全戸配布についての質問をさせていただきます。

現在毎月の町の広報みやけ及び県の県民だより奈良及びごみのカレンダー等配布等は、自治会単位での配送委託をされておられることになっていることは町長はご存じでしょうか。自治会によっては毎年配送される役員さんが交代され、その引継ぎにより毎年毎回トラブルがあったりします。ある自治会では全戸数830軒に対して自治会加入軒数640軒と自治会分しか広報誌等は届いていないので、未加入の家との誤配達などは配送に慣れていない役員様ではよくあることだとお聞きします。伴堂自治会も同様で、さらに会員の高齢化も問題視されております。一人で60軒分の配布物を高齢の会員様が自転車の荷台に乗せてご苦労されておられるところも毎月拝見いたしております。自治会長会の会議でも多くの会長が問題視されておられました。

自治会には、県から県政奈良配布料を頂いておりますが、お金の問題ではないと思っております。伴堂自治会でも自治会未加入の方が200軒ほどあり、配布について必ず入れた、入っていないのトラブルは毎回の懸案事項でございます。実際、この配布業務が嫌で自治会を脱退される方もおられます。自治会未加入の方も必ず町民税や固定資産税等はお支払いされておられる方だと思っておりますので、広報紙等は町にも届ける責任もあると思っております。私は今後

も広報紙等の配布を各自治会にお任せするのではなく、町において全戸配布を考慮するべきだと思うのですが、町長の見解をお聞かせください。

それに続きまして、庁舎の案内についてなんですけれども、私3月議会で質問させていただきました庁舎の案内については、その後庁舎内に案内掲示を作られたり、相談窓口を設けるなど対策を取られましたが、少なくとも私からは改善されているようには思えないのですが、改善された後の検証と効果をお聞かせください。

再質問はこれで……

○町長（森田浩司君） 瀬角議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、広報紙等の全戸配布についてのご質問にお答えいたします。

まず、本町自治会の活動に当たりましては、議員の皆様方におかれましても常日頃ご協力賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に見ても自治会への加入率の低下や会員の高齢化が進み、加えて昨今はコロナ禍による影響も相まって、自治会の円滑な活動に多大な支障を来しておりますが、本町もその例外でなく、切実な問題であることは本町も重々承知をしているところでございます。そのような状況下においても、各自治会が創意工夫の下おのおのの自発的な活動を通じて町民相互の交流を図ることで住みよい町づくりに寄与いただいているところであり、本町といたしましても自治会が地域に果たす役割の重要性は深く認識しております。

現在、広報紙の配送を各自治会において担っていただいておりますことは、私自身も周知の事実として従前より把握しており、本町といたしましても自治会からのご要望により印刷業者にもご協力いただき広報紙の配布冊数を細かく班ごとに分けて各自治会へお渡しする等、広報紙の配送に係る自治会の負担軽減に努めているところでございます。

今後も対話を通じて自治会のご意見に真摯に耳を傾け、広報紙配送のさらなる負担軽減策や、行政情報の発信強化を目的とした広報紙そのもののより効果的、効率的な提供方法、例えばデジタル媒体での配信等について、近隣市町村のみならず全国的な事例の情報収集や研究に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましても引き続きご理解、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

続いて、庁舎の案内についてのご質問にお答えいたします。

令和4年4月からの所管事務の再編及び出先機関への一部機能移転に伴い、本庁舎においては各課に掲示している案内掲示板を新調し、住民の方が必要とする行政サービスを特定できるよう各課が所管する主な業務内容を併記するとともに、正面玄関付近の目に留まる場所

に総合案内図を設置いたしました。

また、まちづくり推進部が旧浄水場であった分庁舎に移転したことから、外部より本庁舎におかけいただいた電話をスムーズに転送にて取り次げるよう電話機能の改修も行っております。

さらに、本庁舎レイアウト変更に伴い、従前は手狭であった庁舎1階における相談スペースや庁舎2階には非課税世帯給付金事業の受付窓口といった秘匿性の高い業務を行う環境を確保することができました。

特に、住民の皆様をはじめ、行政サービスを利用される方にできる限り混乱が生じないように、町広報紙をはじめ様々な方法を用いてその対策と周知に努めてまいった次第でございます。

ただ、議員おっしゃるように、現に戸惑われている方もおられることも聞き及んでおり、さらに検証する必要があることも承知をしているところでございます。

改めて来庁者の目線に立ったとき、誰もが安心して役場をご利用いただけるよう安全な動線の確保と分かりやすい案内表示に留意することは当然であり、職員一人一人が来庁者に目を配る意識を持つことはもちろんですが、来庁される方が気軽に職員にお声かけいただけるような環境づくりも必要であると考えております。そのための執務スペースのレイアウトや案内表示方法等も含め、実際に利用される方のご意見も参考にしながら全ての方に優しく分かりやすい行政サービスを目指すため、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上で瀬角議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員再質問。

瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 丁寧に回答していただきまして、ありがとうございます。

そもそもこの配布のことなんですけれども、そもそもこの配布はいつ頃からどういった経過で自治会に配布委託をされておられるのかはご存じでしょうか。

私これ4年前に自治会の代表をしてから、当たり前のように配るのが業務の作業の一環かなと思って、させていっているんですが、よくよく考えるとこういった補助金の中にも県政の補助金は頂いていますが、町の補助金は頂いていないと。ですから、交付委託料は町に限っては頂いておりませんので、経費がかかるその分は自治会の負担ということでお考えなんでしょうかね。暗黙の了解でお願いされているというお考えでしょうか。ここのところは。

○議長（辰巳光則君） 休憩しましょうか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 経緯のほう、何年前からというのはちょっと今手元にない状況で、昔から本当はかなり従前から共助ということで自治会の皆様で行政の情報を届けるというところ、お互いの目的が一緒かなど。自治会の情報もそうですし、役場の情報も自治会として届けられないといけないというご協力の気持ちの中から共助という形で住民サービスの一つを担っていただいている、お互い努力をし合いながら担っているというところの認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） そもそもこの質疑は、私が自治会の代表となってから自治会の抱える一つの頭の痛い問題ということでありまして、私個人の思いつきで質疑したわけではありません。自治会員の会員の皆様一同の総意の質疑でありまして、ほかの多く自治会の会員を抱えている団体も同じだと私は考えております。

想像してみてください。毎月伴堂自治会には540軒の配布物が来ます。それを12の区の役員さんと団地の世話役さんで配布作業を毎月です、毎月しているんです。雨が降ろうが、やりが降ろうがですよ。で、私は今年60になるんですけれども、この私が一番の若手で高齢化している中を皆さんのお母さん方ぐらいの方が大変苦勞して配っておられるということを念頭に置いて考えていただいたら、もうちょっと優しい回答もいただけるかなと思います。

で、この広報紙の配布作業、自治会に加入された三宅町の住民さんだけに課せられる作業ですよ。ここが私も不平等かなと思っておりますので、その辺についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 自治会に加入されていない方とのということかなと思うんですけれども、自治会に加入されていない方については役場に自ら取りに来てくださいということでご案内をして、こちらから持って行くではなくて、自分の責任において取りに来ていただくというような形でさせていただいているところもありますので、そういったところでは自治会に入っておられるメリットとして広報紙が毎月しっかりと届くというところでも、自治会に加入するメリットの一つとして捉えられる方もいらっしゃると思いますし、それをもう度外視して自分で取りに行き入らないという選択もあるかなとは思いますが、一つの要素としてはそういうところと、あとはほかの自治会長さんの方々からも聞いています中ではそういったところで毎月集まることでコミュニケーションが生まれて活動に寄与する

部分もあるということで、いい部分も、あの部分も確かに聞きしていますし、メリットとしてそういった部分もあるということで、両方の意見があるというところでお聞きしておりますので、そういうところも参考にしながらまた対話を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） そういう回答はおっしゃられると思ったんですが、自治会の加入されている方はそういう作業を割り当てられるとそういうことになりましたら、こんな面倒な作業があるような自治会には誰も加入しませんよ。私自身も新規の住民でしたら、こんな作業があるような自治会やったら加入はしません。そうでなくても高齢化でどんどん減っていつている、先ほども回答の中にもありましたけれども、そういった事情ですので、自治会の弱体化、最小化しておりますので、できたらそういった負担は町の広報ですので、町にお任せしたいなと私は思うのが自然だとは思いますが、どうでしょう。それは間違った考えなんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 一つのご意見としては、一方の方向の意見としては、しっかりと受け止めさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） ここですぐどうのこの決められるわけでもないですけども、子供に優しい、子育てに優しい三宅町として町がうたっておられるんですから、それはほんまに大事やと思いますわ。けれども、全国的にもやはり高齢化が問題視されている中、三宅町も全然例外ではありませんので、高齢者にも優しい町づくりをしていただきたいなと私は自治会の皆様の総意ですから、自治会の皆様が納得されるまでこの質疑は続けさせていただきたいと思っております。

そしたら、次の庁舎の案内についてなんですけれども、この庁舎の案内なんですけれども、そもそもこの相談窓口の活用とかは私が見ている限りあんまりないと思うんですけども、件数とか把握されていますか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 新たな試みとして4月から相談する場所というのを設けさせていただきました。

申し訳ございません。今のところ数字としては把握できておりませんので、正直なところ

数字としてはなかなか答えにくい面があるんですが、私が役場に勤めてから、なかなか会議ですとか打合せをなかなかする手狭なところもございましたので、そういう考えを基につくったわけですが、今3か所中に分類をしているんですが、その全てが必要かどうかというところも改めて下の相談窓口を使う課と共に再度検証をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 今森本部長に活用の利用件数を聞いたらちょっと分からないと、そういうことでしたら、何か私の勝手に思うことですよ、デッドスペースになっているんじゃないのかな。町の入った庁舎の中の一番目立つところじゃないですか。ですから、そこがデッドスペースになるのは何かもったいないかな。もうちょっと気の利いた配置とか考えていただけたらええのかなと思います。

そもそもこの4月から大和平野のプロジェクトの重要性から、土木課、元水道課、健康子ども課、さらには社会課から文化ホール、あちこちに点在されていますよね。町の出先機関。それが役場に慣れておられる業者の方でしたらすぐにご覧になられたら理解されると思うんですけども、やはり私自身もその業者の方ですら悩んでおられるところとお見かけしたこともありますし、ここにも載ってありましたけれども。そういった配慮はぜひとも必要じゃないのかなと思いますんですけども、どうでしょうか。ま、今答えていただいた限りですかね。

○議長（辰巳光則君） 誰か答え。

森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 町長からの回答にもありましたように、今後全ての来庁者がスムーズに来庁されたときの目的を達せられますように、庁舎の案内の手法はもちろんです、高齢者でも活用できるようなデジタルの技術も視野に入れながら全ての方に優しく、分かりやすい案内を目指してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 森本部長にそうやって言っていただいて、具体的に庁内に庁舎のところにプッシュホンを置くとか、ご利用の方にはお近くの職員までお声をかけてくださいとか、そういった細かい気配りをどんどんしていただきたいなと思っております。

まだまだ改善するところは私も見ていてあるとは思いますが、もうこれで申し上げますが、やはり役場の玄関口というのは三宅町の顔だと私は思っておりますので、新しく三宅

町に新居されようとかそういう考えている方に、恥ずかしくないような庁舎の顔をつくって
いただきたいなと思っておる次第でございます。

そういうことをお伝えして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角清司君の一般質問をこれで終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 次に、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。
2点あります。

1点目、県域水道一体化について。

奈良県全域で県域水道一体化の動きが活発になってきています。我が三宅町では、今年度
から町の水道事業を廃止し、磯城郡水道企業団での水道事業を開始したところです。

町長は、それ以前の令和3年1月に町長として水道事業等の統合に関する覚書を県と交わ
されており、以前その話が上がったときには、令和6年度に設立というまだ先の話であり、
他市町村も絡む話なので、まだまだ未知数という感じでおっしゃられていたように記憶して
おります。

今、県の示す全体スケジュールでは、令和6年企業団設立に向けてこの2か月後の11月に
基本計画案、基本協定案が出され、翌2月には基本協定を締結するとのことです。つまり、
11月の段階で磯城郡企業団も参加、不参加を表明する必要があると認識しています。

我が三宅町の水道事業については、県水100%化及び今回の磯城郡単位での経営統合によ
り浄水施設廃止、事務効率化を始めたところであり、その結果も検証できていない状況、段
階での県一体化は、メリットを見いだそうにも見いだせない状況にあると考えます。

ここで改めて町長の県域水道一体化についてのお考えを伺います。

2番、大和平野中央プロジェクト石見駅前の県立大学についてお伺いします。

先日、タウンミーティングで新設される大学の鳥瞰図、配置図のイメージが示されました。
駅よりのところにオープンな形で交流スペース、カフェなどが描かれており、大変よかった
と思っております。まだイメージの段階とのことでしたが、ぜひとも実現に向けてご尽力い
ただければと思う次第です。また、その際に質疑応答等で声の上がっていた生協、食堂、売
店、書籍など、それから図書館などもできるだけ交流スペース近くに配置され、地域交流可

能となるよう併せてご尽力いただければと思います。

良い機会でありますので、ほかに私のところに寄せられてきている県立大学設置に関する声を紹介させていただきます。

1番、大学には打合せに使えるような小会議スペースや小ホールといった施設が造られることになると思うが、それらの外部予約、一般住民からの予約です、使用が可能となるようお願いしたい。これは、スタートアップに関連した形でも良いと思います。

2番、この時期に新設するものとしては、やはり省エネでエネルギーコストの低い高断熱仕様の建築物とし、太陽光発電等でゼロエネルギービル化を図り、脱炭素化を進めてほしい。工学系の新大学でスタートアップビレッジを目指すのであるなら、なおさらのことです。

県が整備する施設であることは重々承知の上です。地元町長としてのお考えを伺います。以上です。

再質問は自席でやらさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、県域水道一体化についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおりでございますが、本町の水道事業は令和4年3月31日で単独の水道事業を廃止し、同年4月1日から川西町、三宅町、田原本町の3町は磯城郡水道企業団で水道事業の運営を開始したところであり、現時点において具体的な県域水道一体化を見据えた検討はしておりません。

今回お尋ねの県域水道一体化につきましては、水道事業が抱える様々な諸問題に対し安定した水道経営を持続するために令和3年1月に水道事業等の統合に関する覚書を締結し、令和3年4月には県域水道一体化の協議、検討のさらなる推進を目的として、（仮称）奈良県広域水道企業団設立準備室が発足されたところでございます。

奈良県のスケジュールでは、令和6年9月の（仮称）奈良県広域水道企業団事業創設認可に向け、令和5年2月に県域水道一体化基本計画に基づく基本協定締結の予定となっております。磯城郡水道企業団としても、本町としても、中長期的に安定した水道経営を持続する必要があり、県域水道一体化も視野に入れた検討が必要であると考えております。

しかし、最近新聞報道にもありますように奈良市が基本協定締結に向けた条件として、当初予定していた奈良県と対象市町村との事業統合ではなく、垂直補完やセグメント会計による事業統合などの条件提示が出されていることから、今後も他の市町村から様々な要求があ

ることも予測され、県域水道一体化へ向けた基本協定の変更もあり得るものと考えております。

当面、本町は川西町と田原本町並びに磯城郡水道企業団と連携を密にし、情勢をしっかりと見据えながら県域水道一体化に向けた対応をしていきたいと考えているところでございます。

続いて、大和平野中央プロジェクト、石見駅前の県立大学についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、松本議員のご質問に回答させていただく機会をお借りいたしまして、用地買収に関する進捗状況をご報告したいと思います。

現在、計画用地については36名の地権者及び17名の近隣地権者との境界確定は2月から3月にかけて現地立会いを実施し、一部再度の立会いの必要性から5月までに完了しており、その後の鑑定測量、境界明示図面への署名、捺印作業を進め、8月末までに完了しております。今後も県と連絡調整を密に行い、連携協定に基づくそれぞれの役割分担の下、用地売買交渉を進めてまいるところでございます。

さて、議員からは地元町長として県立大学に関する考えはどうかのご質問でございます。

県立大学の計画に関しては、今年3月に策定されました大和平野中央プロジェクト基本構想に引き続き、現在、大和平野中央田園都市構想についてコンソーシアム形式による検討会が重ねられているところでございます。

議員がお聞きになり、このたびご紹介をいただいております住民皆様のお声につきましては、住民も共に活用できる交流スペースや図書館等を大学構想に取り入れていただくよう継続して県に町の要望としてお伝えしてきたところであり、今後もスタートアップ施設の構想を含めより多くの町民が幅広く利活用が可能となり、学生や大学関係者、スタートアップ人材と共に交流のある施設となるよう願っており、県の整備計画にでき得る限りの参画をし、エネルギー問題や脱炭素化においてもしっかりと議論を重ねてまいりたいと考えております。

なお、かねてより町の要望として、大学施設には防災拠点機能を持たせた計画としていただきたい旨を県にお伝えしているところでございます。また、具体的には開発行為や造成設計上での事項ではございますが、隣接する田原本地区を含め水利権や周辺農地への影響を鑑みて用排水路や農作業用道路の付け替え等についても地元と協議を重ねた上で計画を進めていただくよう、県との連絡調整の役目を町が責任を持って担っていくべきものと考えております。

以上で、松本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松本議員。

○4番（松本 健君） 再質問させていただきます。

1つ目、県域水道一体化のほうですけれども、回答いただいた中に、現時点において具体的な県域水道一体化を見据えた検討はしておりませんと回答いただいております。これから県としては案は大体出ていて、何か毎月なのかどうなのか関係者が集まって会議が続けられているというふうに聞いておりますけれども、検討はしておりませんというところですが、率直に三宅町としては郡で企業団を持つのと、県一体化で企業団を持つのは、どちらがどうだというふうに、町長個人の考えとしてどういうふうに思っておられますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほども回答させていただきましたように、個人としてもまだ判断する材料というところが非常に乏しいかなというふうに考えています。県から出されている資料でも奈良市から様々な提案が今出されていて、どういう方向性で県の単一化を図っていくかというところも議論されているところですので、その方向いかにによっては様々なバージョンが考えられると思いますので、今個人的にどれがいいかという判断はここで回答を差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） では、検討する過程として、どういう手順で検討していこうと考えておられますか。これから11月とか2月に向けて、どういう情報が足りないからどういう情報を手に入れて、それでどうだったらどっちにいくというようなストーリーがあると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今お答えしたとおり、方向性がどの方向かというところが出ないと分からないので、その方向性のところをしっかりと見ていきたいというふうに思います。また、目的としてはやはり安心安全で持続可能な水道事業の継続というところがございますので、その観点は第一に置きながら、将来において人口減少のフェーズに入ってきて、これからどんどんと加速していく中で安心して供給できるというところをしっかりと視野に入れて、検討の材料としていきたいと思っています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 参考にしていただければいいかなと思うので、ちょっとしゃべらせてもらいますが、今県から各市町村に一体統合したら、一体化をしたら水道料金がこうなって

いるのがここになりますみたいなのが町ごとにば一と表が出ているというのがあるんですけども、その表が磯城郡の場合は三宅、川西、田原本が郡統合をする前の、すなわち三宅が自分で井戸水を持っていて、その井戸水を何十年か後に、5年後か10年後かにもう一回つくり直さなければいけないという費用を加味した金額に対する、郡の統合前の試算の値に対して県一体化がどこにきますというような数字しか出ていないように私は思います。

このたび、磯城郡は3町が集まって企業団を結成しました。三宅町に関しては、施設をほとんどなくして浄水もしない、県水100%の状態での水の供給を受けると。その状態になったときにどういう価格になるというのに対して、県水一体化したときにどうなるというような比較はなされていないように感じました。で、郡で、県水100%で引いてきた、施設を何も持っていないというところが、県一体化にしたからといって安くなる根拠というの、値段が変わる根拠というの非常に乏しいと思っております。

で、その結果を比べてみたいと思うけれども、この11月とか2月の段階ではまだ郡としての統合した結果が1年もたっていないので、結果が何も出ていない。多分2月とかの段階でも今から、今と比べて新たな情報がなくて比較できない状態で判断を迫られるんじゃないのかなと危惧しております。なので、もし今から検討して11月とか2月に結果を、賛否の結果を出すというのであれば、遅くもないのでこの半年間とかでもどれだけ経営統合で効率化できたのか、施設を全部廃止したことでこの先どうなるのかという数字を企業団として出した上で比較していただかないと意味ないんじゃないかなというふうに考えております。

そういう意味で、現時点では検討はしておりませんということですが、この先そういう検討をお願いしたいと思いますが、磯城郡水道企業団の企業長は田原本町長で、副企業長が三宅と川西の町長がなっているというところですので、そういう立場としても、また三宅町の住民の水を守るという立場としても、そういうふうな検討をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今松本議員お話しいただきましたけれども、施設、単純に浄水施設、水をつくる施設というのはなくなります。ただし、県水100%にしても管路のところがありますので、この管路が老朽化、かなり問題視されていまして、これをどういうふうに更新していくかという観点非常にこの水道事業の統合に大きな一つの要素として検討されています。

また、今投資ベースでも160億円なのか、110億円というところの数字というところも出て

いますし、この耐震化、災害が起こったときに命を守る水をどういうふう to 確保するかという
ことで、耐震化事業というところも予算もお認めをいただいて、本町としても進めている
ところがございます。これには莫大なコストがかかりますけれども、この統一化することによ
って国から補助金等々、また県のほうからも今年広域化することによって補助制度という
のを創設いただいて、かなりの資金の援助というところの制度というのを整えていただきま
した。

今回一つの要素としては、この3町の統合することによってその制度を適用させていただ
いて、次もしかして県の広域化というところに乗るといふ話になれば補助を受けられる年数
というのは非常に長くなりますので、そういったところの一つのメリットとしてそういうこ
とも考えながら、総合的に設備投資というところもしっかりと考えて、これからのコストと
いうところも考えながら水道料金、それに併せての水道料金というところも加味して様々な
要素、一つこれがないから効果がどうだといふ話ではなくて、総合的に全てを勘案しながら、
そこで将来的な話ですのではなかなかちゃんとした数字が出るかというところは不明なところ
もあるかなと思うんですけれども、いろいろな観点加味しながら議論を深めてまいりたいと
いふふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ぜひとも総合的に検討していただければと思いますが、企業団での検
討となった場合になかなか情報が伝わってきにくいところがございます。きっちりと内容を
まとめた上で情報公開していただいて、検討内容を公開していただければなといふふうに思
います。

水道関係ですけれども、次にちょっと意見を伺いたいんですけれども、県一体化の先には
民営化があるといふようなことが世間ではいろいろ騒がれております。もし、県一体化した
後奈良県の水が民営化されるといふようなことになった場合、なるとしたら、県一体化の先
に民営化があるといふふうに考えた場合に、町長のご意見としては民営化についてはどのよ
うにお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 一概に民営化といってもいろんなところがあります。水を全部つくる
から売るまで民営化するのか、業務の料金の量を計りに行くとかいう、一部今磯城郡がやっ
ているような一部民営化というのがあるんですけれども、議員がおっしゃっているのはどの
ような民営化の想定をされているのかなといふのをお聞かせいただきたいなと思います。

- 議長（辰巳光則君） 松本議員。
- 4番（松本 健君） コンセッション方式による事業全体を企業に売却するという内容です。
- 議長（辰巳光則君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） そちらについては、やはり世界的に見ても成功事例というところが少ないというところも把握をしているところでございます。また、知事との懇談の中でも知事はそのあたりもそれはないということで力強く明言をされていまして、僕としても個人としてもその部分に関する民営化、今松本議員がおっしゃる前提の民営化というところは考えていないというところでございます。
- 議長（辰巳光則君） 松本議員。
- 4番（松本 健君） 県一体化されてしまうと、町長が幾ら反対だとおっしゃってもなかなか効力を発揮できないのじゃないかなと危惧しますが、もしこの先そういう話が出てきたときに町長はどういう手段を使ってそれを、それは賛成じゃないということを示そうとされますか。
- 議長（辰巳光則君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） 今様々県広域化していますけれども、消防もしかりですけれども、様々なガバナンス、意見が伝えられる方法というところ、少数だから意見が伝えられないじゃなくて、少数でも酌み取っていただけるような意見のガバナンスというところ、すごく議論されているところでございます。
- 消防においては、区分で会議をしてしっかりと持って行くというところもしていますし、そういった新たなガバナンスというところの議論というところはこの水道の広域化の中でも今話合いをスタートさせたところでございますので、一人が言った意見が通るというのもおかしい話なので、やはり皆さんとコンセンサスを取れる、そしてその意見が違っても違う意見を言い合える場というところの設定というところはしっかりと求めていきたいというふうに考えております。
- 議長（辰巳光則君） 松本議員。
- 4番（松本 健君） 県一体化に向けての一つの提案なんですけれども、県一体化もしされるとしたときにも、県一体化する条件としてこの先コンセッションで全部民営化みたいなそういう話が出たときには一旦市町村に戻してとか、各市町村の地元の議会とかに話を戻した上で決めていくというような、何かその付帯条項というんですか、県一体化に向けての民営化の際にはこういうふうな手順を取りますみたいな付帯条項をつけていただくということも

あり得るかなと考えておりますので、何かそういうふうな提案もいただければなというふうに考えております。いかがでしょうか。この場ではどうか分からないんですけども。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） コンセッション方式、民間に包括的に身売りするというようなことをおっしゃっていると思うんですけども、今いずれにしましても県域の水道化、一体化の議論におきましては民営化の話は一切出ておりません。

今議論されておるのは、人口減少による水利用の減少でありますとか、施設の老朽化、そして熟練した職員の退職等による技術力の低下、その辺をどう立ち向かっていくかという議論が主でございます。したがって、今ご質問にありますように民営化の議論につきましては、今後各市町村が具体的に検討していくべきだと思いますけれども、今のところはそういった議論一切ありませんので、お答えするところがないかなと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 一体化の話が出てきた際には、そういうふうな予防措置もあり得るかなと思いますので、そういうことも提案いただければなと思います。

ちょっと話戻りますけれども、今郡一体化しているものを県一体化したときに、例えば先ほどの管路の補修などというのは、どこがやろうがかかる費用であるので、一体化してのメリットというのは直接的なものではないと思います。ただ、一体化することで国から補助金が下りてくる、それが使えるというメリットは確かにあるんだろうとっております。だから、いかに一体化することで補助金をもらうかというところでのせめぎ合いになるのかなというふうに考えておりますが、結果的にはかかる費用というのは県一体で補修しようとも、地域で補修しようとも、同じものは同じというところをやはり考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。これはちょっと感想なんで。

続きまして、県水一体化のところ、これ昨年6月ですかね、三宅町が水道事業を廃止して郡に統合するといったときに、この先県に統合する話になったときには、もうその郡の水道事業団で物事が決められてしまうんですかという質問をさせていただきましたが、その際には一旦町のほうで判断を仰ぐこととなりますというような回答をいただきましたと記憶しております。今回11月とか2月とかに郡が県一体にという話になったときに、三宅町の関わる余地としてはどういうものがあるか、もう一度お願いします。

質問の意味分かりますよね。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） もちろん今の協議会のほうは、企業団として参画をしているものですので、今経営をしている主体がそこに参加するかどうかというところでございます。

将来万が一その広域企業団が設立される場合、それは市町村議会の議決が要るもので、これ以前にもお答えしたものでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 私もこれからいろいろ勉強させていただいて、検討していきたいと思っております。

ということで、1件目はそれで。

2件目、大和平野中央プロジェクト、石見駅前の県立大学に関する事で再質問をさせていただきます。

前回、前々回あたりでも質問をさせていただきましたけれども、町の役割としては用地買収が頑張らんとあかんところでというので、今回用地買収進んでいますという話なので、非常にご苦労さまです。ありがとうございます。

で、用地買収がメインですとは言いながら、検討会というような場があってその中でどういう学校を含めた周りを造っていかうかというところに強く町長が関与されているものだと思います。今回提案させていただいたものについても、県の整備計画にでき得る限りの参画をしというふうにおっしゃっていただいていますので、ぜひとも進めていただきたいなと思います。

ここで改めて内容なんですけれども、カフェとかというだけではなくて、生協周りのスペースとか、住民がちょっと集会とか小ホールみたいなものが利用できるような道筋というのをお願いしたいというのと、もう1個、ゼロエネルギー、ゼロエネルギーのほうに関しては、どこかで聞いてなるほどなと思ったんですけれども、防災の施設としても非常に有効なもので、電気が何とかなったとか、防災の観点からも全部の建物をゼロエネルギーにしなくても、あるシンボリックな特定の物だけでもゼロエネルギーでエネルギーが自給できるというようなものを構築していただければ、すごく三宅町の宣伝にもなるんじゃないかなと思います。

ここでああいう石見辺りのところにそういうのができたら、残り多分それで3分の1ぐらいは網羅できると思うので、三宅の残りの3分の2のようなところにもそれに倣ったような物を町のお金で今度は注力してやっていくというような感じで、防災につながればなという

ふうにも考えておりますので、まずは県にできるだけやっていただけるようお願いしたい
と思います。

一言あれば、ご意見いただければ。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

議員の皆様方にも検討会の様子、オンラインで公開させていただいて、議論の行く末とい
うのを見守っていただいているかなと、会議の内容等々どんな話をしているかというところ
も一緒に聞いていただいて、共有しているところがございます。ああいった形でしっかりと
今後も議論を重ねてまいりたいというふうに考えていますので、今いただいたご意見も真摯
に受け止めながら、できることをどこまでできるかということもありますけれども、そうい
った意見もあるということはしっかりと伝えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

これで松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 次に、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ただいまお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私のほうからは大きく2点となっております。

まず、1つ目です。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの運営について。

住民主体ということがうたわれていますけれども、どういった状態になることでしょうか
というタイトルが1つです。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの運営は、複合施設をどのように運営していく
かを検討する運営会議を設け、行政、子供も含めた町民の皆さん、専門家が一緒に議論しな
がら運営を行います、と目指す方向性が記されております。

そこで質問いたします。

現在どのような運営体制でどのようなメンバー構成になっていますか。

次です。

子供を含めた町民の皆さんが参加しての運用はできているでしょうか。

誰がということは明確にする必要はないかもしれませんが、こういった内容の議論がなされているのかという点は自分事として関わるためにも明確にさせていただきたいと思っております。あまり見えてきていないのではないかと思っております。

3つ目です。

この夏、M i i M oの夏祭りを8月のお盆あたりに開催するというようなことを聞いていました。で、お盆に改めて日程を当てていくということで、すごいやる気のようなものを感じたんですけども、その後日程が二転三転ぐらいして、あれどうなってしまったんだろうとちょっと心配しながら見ていたことがあります。なので、運営会議では、どのような話合いがなされて、どういう議論があったのかというところが気になっておりますので、質問させていただきます。

2つ目の質問でございます。

町内各地の避難所にW i - F iを設置することについてというタイトルです。

先日7月2日、K D D Iで大規模な通信障害が起きました。全国で携帯電話の通話やデータ通信がつながりにくい状況が続いています。設備の一部に不具合が起きたことによるもので、復旧に二、三日、2日以上かかったという事件がありました。影響は個人の利用者だけでなく事業者のサービスにも広がっていたということでした。要するに、携帯電話がつながらなかったという事態が起こったということですね。

今の時代、携帯電話がつながらなくてもW i - F iの電波があればL I N EだとかアプリでS N Sや通話ができるような時代になっております。災害時に避難所になるような場所にそういったW i - F i電波を引いておくというのは非常時の安心の一つにもつながります。また、大和平野プロジェクトで最新の技術をこの辺りに導入するというのもこれから決定していくようなことになると思いますので、小さな三宅の町のメリットとして、町内の至るところにW i - F i電波が使えるよというのは、魅力ある町づくりの町としてのアピールポイントになると考えていますが、いかがお考えでしょうかという内容です。

再質問は自席にてさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの運営についてのご質問にお答えいたします。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oは、昨年7月のプレオープンからはや1年が経過いたしました。今年度は昨年度以上に運営委員会による活動を活発化させるとともに、外部の専門家による指導やアドバイスも適宜いただきながら公民連携による管理運営やイベント開催、新たなルールづくり等を鋭意進めているところでございます。

さて、現在のM i i M o運営委員会の体制とメンバー構成ですが、地域コーディネーターを中心とした運営委員計8名、男性5名、女性3名による合議体の下、町職員も複数名が事務局員として参画しております。地域コーディネーターは会社経営、町づくり活動、スポーツ指導、図書運営など多種多様なバックボーンを持つメンバーで構成されております。

また、M i i M oは子供たちが中心となって運営する具体例として、昨年度に子ども会議が発足し、これまでに町内の中学生を中心に駄菓子屋やお化け屋敷等イベントを通じて、企画から当日の運営に至るまで主体的に携わっていただいております。

ちなみに、このたびの夏祭りイベントにつきましては、当初子ども会議からの企画提案が大きくスケールアップし、運営委員会での協議を通じて自主企画として発展したものでございます。当初8月13日、14日の2日間で開催決定いたしましたがお盆の時期真っ只中では屋台の出店者が集まらないことが分かり、8月下旬以降の開催変更を模索していたところ夏の風物詩でもある三宅n oまつりとの共同開催のご提案をM i i M o運営委員からいただき、三宅町商工会との協議を経て、8月27日に開催を変更決定いたしました。その後花火業者と日程調整の必要性が急遽生じたことから、開催日を9月10日土曜日に再度変更決定いたしました。

しかしながら、昨今のコロナウイルス感染症拡大の状況に鑑みて、M i i M o運営委員会と三宅町商工会による協議の結果、規模を大幅に縮小して開催することになりました。

最後になりましたが、M i i M o運営委員会内での協議内容等につきましては、M i i M o館内の掲示板やホームページ、SNSを通じて議事録を順次公開しているところでございますが、今後も活動内容の見える化に積極的に努めるとともに、前述の夏祭りの1件のように今後も対話を通じて協議の場を重ね、住民主体によるM i i M o運営のさらなる機運醸成に努めてまいります。

議員の皆様方におかれましても、今後の動向をぜひとも温かい目で見守りいただきましたら幸いです。

続いて、町内各地の避難所にW i - F iを設置することについてのご質問にお答えいたします。

災害発生時に開設される避難所については、その目的に応じて役割が分類されております。

まず、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所として、一時避難所が各地区に設置されております。さらに、大規模災害により自宅に戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設として指定避難所がございます。

指定避難所は、被災した人が次の住まいを確保するまでの間生活する場所になり、本町では三宅小学校を指定しています。そのため、指定避難所には支援物資や情報が集まるとともに、状況によっては給水拠点や救護所が設置されます。まさに指定避難所は、大規模災害時において地域の支援拠点としての役割がある施設です。

災害時における通信手段の確保は、被災者の安否確認の観点からも最も重視すべき災害対応の一つであり、NTTは避難所等に自治体の要請に応じ特設公衆電話を設置するなど自治体との連携に努めています。

引き続きそれぞれの避難所の目的や役割等も考慮しつつ、通信会社をはじめとする民間企業とも連携を図りながら、災害時における避難所等の環境整備についてコスト面や費用対効果も踏まえて検討してまいりたいと考えております。あわせて、大和平野プロジェクトという先進的な町づくり構想の機会を的確に捉え、議員おっしゃるように三宅町という地域の特性に応じた魅力ある町づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で森内議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、森内議員。

○6番（森内哲也君） そしたら再質問させていただきます。

避難所のWi-Fi設置というところです。

コストを考えるとみたいな話でしたけれども、どうしても設置せいというようなことは特にないんですけれども、先ほどからも話題に出ておりますこの大和平野プロジェクトの検討会議、こちらで見させてもらっていたらやはりすごく先進的な町づくりをこれからするぞという気合というんですかね、意気込みが感じるので、やはりそれぞれの職員さん、本当に現場で動かれる職員さんもそういった思いを持ちながら、避難所にWi-Fiあって当然ちゃうんぐらいの思いでやっていただけたらということで、ちょっとこういう質問を書かせていただいたという次第です。

通信手段はやはりスマホあって当然、前回の本会議、委員会ですか、幼稚園の出席はもうおじいちゃん、おばあちゃんも100%スマホですとかと言われていました。なので、使えない人どうすんねんという質問を僕がしたら、使えない人いてないんですという回答であった

ので、もう何年後かにそういう時代が来るということは念頭に置いていただきながらそれぞれ、ほんまに実行部隊の人もそういう思いでいただけたらなという思いの質問でありました。

なので、特にこれは僕に関しては回答いいかなと思います。

M i i M o のことに対してです。

今これ回答いただいたことで、地域コーディネーターを中心とした運営委員8名というふうにお聞きいたしました。この8名の中に、役場の職員さんは含まれないというカウントになっているんでしょうかね。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 本町からは、健康子ども局長のほうが参画をしていただいておりますので、カウント内には入れさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） じゃ、この8名の中の女性3名のうちの1名が局長が入ってくださっているということですか。それであと事務局員もいるよということになっているので、この8名以外に事務局員が何名かいるというような考え方ですか。そしたら事務局員さん何名ぐらいがこの運営委員会をフォローしてくださっていますか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 事務局員として、私も含めて政策推進課長、係員1名、あと係長のほうも事務局員として運営委員会のほうでは常時参加させていただいているような形になっております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 事務局員としてそしたら3名、4名。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 私も含めまして4名という形になります。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） なので、運営委員全員が来られて運営委員会をやるということは、8名プラス4名おられるということですよ。分かりました。

で、夏祭りのことなんですけれども、今これ回答聞かせていただいて初めて分かったんですけれども、子ども会議で夏祭りやろうやというのを、よっしゃその企画を実現するぜと言って運営委員会がバックアップしたところが始まりだというふうに、いいんですか、そういうイメージで。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） そうですね。

夏休み、単体でそういう企画、イベントもの一つというところから、事務局員がそのお話を子ども会議でお聞きしまして、それでは町全体の規模でというようなところで、事務局員から運営委員会のほうでそういうような形で議案といいますか、案件として提案させていただいたという格好になっております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 僕当初こういう経緯を当然分からないですわね、外から見たら。なので、何か日がころころ変わって何してんねやろと思ったんですけれども、元のところに子供らの思いをやったろうぜみたいなのがあるというのを聞いて、それやったらええやんと思ったので、何かやっぱそれはそちらからの情報が伝わってきていないので、僕が間違っただけというのか、誤解して判断していたということかなと思っているので、やはりどんな話があって、こうしたいという思いがあって、実現するにはステップ踏んでいかなければいけないので、ちょっとそういうところもう少し公開、本当にしてほしいというのは今の回答をいただいでつくづく思いました。

あのつい先日ぐらいでM i i M oの記録というのも公開されたので、ちょっとこれも見させていただきましたけれども、もっと公開してよと実は思っています。口だけしか言わない人とか、ほんまに動いてくれて言う人とかというのを誰がというのを見たいんじゃないかと、やはりほんまに動いてくれる人の意見が重く取り入れられているなというのが分かりたいというのか、分からなあかんと思っているので、ちょっとそういう意味でオープンしてよオープンしてよとは言っています。

例えば、皆さんのほうにも届いているか分からないんですけれども、グローブの町三宅です。キャッチボールさせてよ。柔らかいボールやったらどうなん、とか。あと広場があるので、時計つけてよみたいな、そういう意見も僕も当然聞いているので、そういうのがどんなふうに見られているのかというのがちょっと分からなかったんで、そのあたりの声とかの検討内容とかを少し詳しくM i i M oの記録をしていっていただきたいと思うんです。この辺りはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今内部でもその辺の議論というところをしまして、どういう意見のすくい上げ方式を取るか、1人が何か言ったら全部検討すんのかという話にもなるので、

そういったところの声を上げるルールをつくるというのも必要じゃないかという意見は出ていますので、そういったところまでどういうふうに検討して公開するかというのも模索しながらチャレンジをしているところでございます。

先日も職員のほうがノートを活用して会議の様子であったり、感じたことというところの発信の挑戦というところもスタートしているところですので、M i i M o の記録のみならずそういったところの職員からの発信というところからもいろいろ感じていただけたらなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 感じているんです。ノート見て感じたことは、危ないから禁止ですと全然話してへんやんと感じました。はっきり言ってね。だから、もっとやらせてあげようやという声もありましたけれども、危ないから禁止ですみたいなことがお役所的やなという関心を持ったということなので、新しいことにチャレンジしているのはよく分かるし、非常にこれからの運営苦労されているのも、この記録を見ていたら伝わってくるので、なんていうんでしょうね。

僕は何でもかんでもここへ載せてもええやん、別に、時計つけてという声ありました。検討中ですと書くだけで、声上げた人が検討してくれてるんや、どうなるんやろとまたあれどうなったんとかと声をかけられるので、ちょっとしたことでも生まれるので、何かルールでどこまで公開してとか細かく決めないといけないことなのかなと思ったりするので、その辺は考え方とか価値観の違いがあるのかもしれないですけども、ぜひぜひ住民さんの活躍の場になるような形の運営委員会であってほしいと思っております。

何かありましたらお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 端のほう見ていただいてありがとうございます。表現ではそういう形かなと思っているんですけども、この前の会議では僕もそのとき一緒にいて、できるだけできる方向というのを議論させていただいたんですけども、様々なまずは遠くからスタートして守れるかとか、その間に何か違うことを考えられるんじゃないかとか、いろんな意見が出ていたので、そういうところまた疑問に思う点、感じたことがあれば担当職員にでもあれどうなってんのという声かけいただいたり、そういうところで交流であったり話合いというところを生んでいく一つの、それも一つの仕掛けかなというふうに思いますので、ぜひM i i M o に来ていただいて、これどんな話やったんというのを、そうやって会話を生むとい

うところがM i i M oの大事なところにもなりますので、そういったほうもぜひご協力いただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） すみません、何か公開せえへんのが会話を生む手法やとかと言われたような気がして、それはもちろん僕がどんどん聞きに行くほうですけども、何か見て、え一何も分かれへんとかと言う人もいてるんで、何かその辺はうまくしていただけたらと思います。

じゃ私の質問終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） もうこれでよろしいですか。

森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず1つは、学校の給食費の無償化についてであります。

6月議会に出された町のコロナ対策に学校の給食の無償化が導入されていませんでした。

文部科学省は、4月5日の事務連絡で新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により物価高騰による学校給食の実施への影響や、やむを得ず学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況も考えられますと述べ、臨時交付金の活用が可能な事業例として物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業が示されました。学校給食費の負担の軽減について文部科学省は、義務教育諸学校の設置者の判断により学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担の軽減を図ることは可能であることの見解が示されている。

家庭における学校給食費の負担額は、平成31年2月に取りまとめられた「平成30年度学校給食実施状況等調査」文部科学省によると、小学校は月額4,343円、中学校では月額4,941円となっています。全国の自治体の学校給食費無償化の実施状況については、平成30年7月に取りまとめられた平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」文部科学省によると、全国1,740自治体のうち76自治体が小学校、中学校とも学校給食の無償化を実施しており、

424自治体が学校給食費の一部無償化、一部補助を実施しているという調査結果が明らかになっています。

三宅町小学校の生徒数は現在255名で、給食費の徴収金額は令和4年度予算案では1,371万7,000円となっています。奈良県内でも給食費を無償化している自治体もあります。政府のコロナ対策で住民の負担軽減を指示しているに検討すべきではないですか。町長の見解を伺います。

次に、先日行われた参議院選挙での施設における不在者投票についてであります。

さきの参議院選挙で私は入院し、不在者投票を初めて行いました。投票場所には囲いがしてあって、選挙区の候補者名簿や比例代表の名簿も掲示されていませんでした。役場から送られてきたそれぞれのコピーが渡され、これを見て投票してくださいとのこと。役場から送られてきた選挙区の名簿のコピーは分かりましたが、比例代表の掲載名簿は文字が小さくて見えませんでした。選管事務局は何分の一に縮小したのでしょうか。有権者に名簿が見えるようにすべきではないでしょうか。どこの施設でもこのような状態でしょうか。

県の選挙管理委員会に比例代表の掲載名簿を不在者投票を行う施設に送付し、施設に入所されている有権者が見られるようにするべきではないでしょうか。また、選挙公報も入居者には配布されませんでした。これも施設の入居者の数ほど送付し、閲覧ができるようにすべきであります。県の選挙管理委員会が気づいていないのであれば、町の選挙管理委員会から意見を上げることが必要ではないでしょうか。町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問を自席から行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員からの2点の一般質問につきましては、まず初めに学校の給食費の無償化についての質問を私が回答し、続いて施設での不在者投票についての質問については総務部長より回答いたします。

現在、小学校、中学校において学校給食費の無償化及び一部補助は行っておりませんが、教育基本法第4条第3項並びに学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童・生徒の保護者に対し就学の援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的に、要保護者においては生活保護法の規定により生活保護費において学校給食費が支給され、また準要保護者におきましても学校給食費は就学援助費の対象経費となっており、援助を行っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり近年の物価高騰により今年度の学校給食材料予算では

物価高騰対策経費30万円を見込んでおりますが、それでも不足が見込まれるため地方創生臨時交付金の活用を視野に入れながら、12月議会での補正対応を予定しております。

また、学校給食運営委員会において栄養教諭から近年主食費であるパンやご飯、牛乳代の価格高騰が続いていることから、副食費のおかずや汁物、調味料などを工夫して対応してまいりましたが、その副食の食材費も上昇していることから、1か月の給食費4,300円では献立内容を維持することが非常に困難な状況であるとの問題提起があり、給食費の値上げを検討中です。その動向を見て給食費の一部補助等の様々な検討に入りたいと考えております。

いずれにいたしましても、第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である町づくりで子供を育てる仕組みづくりの一つとして検討してまいりたいと考えています。

以上で私からの回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 池田議員からの施設での不在者投票についての質問にお答えします。

なお、令和3年12月の池田議員からの一般質問と同様、今回のご質問内容も選挙の執行に関するご質問と思われますので、あくまでも町選挙管理委員会の立場としてご回答申し上げます。ご理解のほうよろしく申し上げます。

さて、公職選挙法に定められた選挙は、投票日の自己の属する投票所において投票することを原則としていますが、投票日当日に一定の事由に該当すると見込まれる選挙人は期日前投票のほか不在者投票をすることができます。特に、指定病院等における不在者投票は、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院や老人ホーム等に入院、入所している人はその施設での投票が可能となります。

なお、公職選挙法第175条及び公職選挙法施行令第125条の4の規定では、指定施設の不在者投票記載場所内での文書図画の掲示等は認められておらず、不在者投票記載場所の壁や記載台に候補者等の氏名を掲示したり、選挙公報などを貼ったりすることも認められておりません。

さて、指定施設に入院、入所している選挙人から投票用紙等の選挙を受けた市区町村の選挙管理委員会は、請求のあった者が選挙人名簿に登録されているかどうか、請求書の記載事項に不十分などところはないか等を確認めた上、投票用紙、不在者投票用の封筒、不在者投票証明書の入っている封筒を郵便等により交付することになっています。その際、氏名掲示を送付する義務はございませんが、さきにご説明申し上げた指定施設における投票が円滑に実

施されるよう本町選挙管理委員会におきましては役務提供として氏名掲示を同封しております。

ただ、選挙人宛てに送付する投票用紙等内容物が多岐にわたることから、同封する氏名掲示につきましては縮小コピー等にて対応せざるを得ない状況であり、特に先の参議院議員選挙における比例代表選出議員選挙の掲載名簿は情報量も多く掲載文字も小さくなってしまいましたが、事務処理上のこととしてご理解いただければ幸いです。

なお、指定施設における不在者投票では、さきに実施された参議院議員通常選挙におきましても、奈良県選挙管理委員会から選挙公報といった候補者等の記載された印刷物が指定病院等に送付されています。

選挙公報の選挙人への配布等につきましては、その施設に委ねられているものであり、選挙人が不在者投票記載場所に他の選挙人に見えるような状態で選挙公報や新聞等を持ち込むことは不相当であり、一定の配慮が必要となります。

最後に、今回ご指摘いただきました内容につきましては、既に奈良県選挙管理委員会とともに情報を共有しており、今後とも連携を図りながら適正な選挙事務の執行に努めてまいり所存でございますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げ、池田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、池田議員。

○10番（池田年夫君） 今答弁がありましたけれども、施設での不在者投票については県の選管とも協議しながら自治体の町のほうからでも意見を上げていくということでしたので、これはこれで結構だと思います。

それで、学校給食の無償化についてなんですけれども、どうして6月議会のコロナ対策に学校給食無償化についての報告が文科省からこういうふうに来ているけれども、こういう理由で町としては今回は見送るなら見送るということが、説明がなかったのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ただいまのご質問ですけれども、6月の補正予算の質疑の中でこの回答をさせていただいていたところでございます。なぜ外したのかというところでお答えさせていただいたところでは、このコロナ禍の物価高騰というところは全世代型で、高齢者の方も非常に生活に支障が出ている中で、三宅町においてはお買物券1人1万円というところで皆さん困っていらっしゃる全ての方に対策をしていきたいというところで、お買物券の予算を皆さんに承認いただいたところでございます。

また、子育て世代につきましては5,000円というところで、そういったところにも寄与できるような対策というところで予算の計上とさせていただいたところでございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 6月議会の際に僕自身が十分聞き取れなかったのか分かりませんが、学校給食の無償化について文科省のほうからこういう指示が来ているという説明はなかったのではないかとこのように思います。そして、三宅町の総合戦略から見た令和4年度の当初予算の中にも町ぐるみで子供を育てる仕組みづくりとして1億2,661万円が計上されているわけでありまして。子育てしやすい町づくりが重点課題として位置づけられているわけで、この観点からもこの学校給食の無償化については重要な課題だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

そういう観点も非常に重要なことと考えていますけれども、先ほど回答させていただきましたけれども、まずは現状給食費の材料費の高騰というところで、現状の給食費の値上げを検討せざるを得ない状況に来ている中で、その値上げ分をどうするかというところ、そういったところの一部補助等々、喫緊に行わなければいけない対策というところを早急に検討してまいるのが必要でないかというふうに考えていますので、その点また12月議会等々でも対策のほうぜひご議論いただけたらなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 12月議会でも検討という回答なんですけれども、今の三宅町の現状では先日の資料請求で回答をもらったんですけれども、それを計算してみますと申告者の2,483人中69%の1,731人が350万円以下というふうになっているわけでありまして。住民の生活を守る面からも給食費の無償化が切望されているのではないのでしょうか。この350万という中身を今の勤労者の人たちが、若い人たちがこの中に入っている、年齢別にはこの調査では出てきていないんですけれども、若い人たちがやはりその350万円以下に属しているということは考えられるわけでありまして。どうしてもこういう人たちの生活を援助するためにも学校給食の無償化について今後やはり検討していくということが必要ではないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） こちらの点についても、先ほど回答させていただいたとおり、要保護

者において支援、また準要保護者の方にも支援というところをさせていただいているところですが、必要などころに必要なときにしっかりと個別最適化の支援というところをしていくということは大切であるというふうに認識をしていますので、そういったところ個別に丁寧な対応というところ、しっかりと現場と連携をしながら行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今準要保護者とかそういうことを言われているんですけども、実際に三宅小学校のそういう家庭がどのぐらいにあるのかということ調べてみますと、ほんの数軒しかないという状況であります。そういう中で、大多数の家庭が給食費を支払っているというのが現状であります。

子育て家庭の家計として今物価が高騰している現在、最低賃金も1時間当たり300円アップするという審議会の答申があり、奈良県では10月から最低賃金は896円にするということが決まっております。物価高には追いつけない状況です。奈良県知事にも要請して、学校、幼稚園の給食を無料にすべきだと思うんですけども、三宅町独自ではなかなか無理だといふのであれば、奈良県にやはり要請して奈良県からも全体として考えて考慮してほしいということ町としても要請すべきではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

給食費のところも非常に大事なところなんですけれども、保育料のところの課題であったり、様々子育て支援に対する費用の負担というところは、諸問題多々あるというふうに思っています。これは国も含めて市町村でできることはしっかりと市町村でできることをしっかりと考え、また国全体で議論していくべきところもございますので、そういったところではまた議員の皆様方からご意見しっかりと賜りながら町政に生かしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 以上で終わります。

○議長（辰巳光則君） 池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 川 鱒 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 次に、2番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。

2番議員、川齋実希子君。

○2番（川齋実希子君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

M i i M oの自主企画における官民連携の実現及び費用対効果並びにM i i M oの運営の民間移行へのロードマップについて。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oは、「子供たちが、町のみんなが、もっと三宅を好きになるために、三宅にあるものを生かし、三宅になかった新たな魅力を生み、三宅の未来を育む」ことを目的にしているとのこと。

令和3年3月31日に完成した三宅町交流まちづくりセンター管理運営計画書には、行政だけでなく住民参加型の運営体制を組織し、官民連携で運営する。今後は、M i i M oを拠点とした町づくり事業が生まれることを見据え、可変的で柔軟な企画運営を検討する。さらには、M i i M o立ち上げ時より人材育成にも力を入れながら企画運営を担う組織、町づくり法人の立ち上げを支援し、最短で4年度にはM i i M oの企画運営の機能を町づくり法人へ移行し、民間によるより柔軟な企画運営の実現を目指しますとうたっています。

M i i M oには、交流機能、公民館機能、学童、子育て機能、図書室機能があります。プレオープンから1年少したつわけですが、学童、子育て機能、図書室機能以外は専ら貸館になっているのではないかという懸念があります。M i i M oの目標を実現するために最も大切なものは、交流機能を発揮する自主企画であるはず。

そこでお尋ねします。

令和3年度にM i i M oが行った自主企画にはどのようなものがありましたか。それを企画したのはどの組織でしょうか。運営委員会、地域コーディネーター、コミュニティプロデューサー、コミュニティマネジメントチームなど、いろいろあつて分かりにくいのでお尋ねします。

その自主企画において官民連携がどのように果たされましたか。また、それぞれの企画の経費と効果、町内外の参加者数や売上げなどをお答えください。

また、最短で4年度には民間へ移行するとのこと、その立ち上げメンバーにコミュニティプロデューサーいわゆる地域おこし協力隊になるとのことですが、現時点でどのようなロードマップを描いているのか町長の所見をお伺いします。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川齋議員の一般質問にお答えします。

議員お述べのとおり、M i i M o の交流機能に主眼をおいた自主企画のイベント開催につきましては、本町としてもその重要性は認識しており、昨年度は7月のプレオープンイベントを皮切りに、12月のグランドオープンイベントや地域住民の方からの応募によるひなまつりやダンス等のイベントを開催してまいりましたが、各イベントには企画から当日の運営に至るまで本町職員はもとより主に地域コーディネーターを中心としたM i i M o 運営委員に関わっていただいております。

各イベントの参加者数ですが、プレオープンイベントは約500名、グランドオープンイベント、これは2日間にわたりますけれども約1,600名、ひなまつりイベント約150名、ダンスイベントにつきましては約100名となっております。また、各イベント開催に要した費用につきましては、グランドオープン約370万円、ひなまつりイベント約13万円、ダンスイベント約1万円となっております。

なお、今年度もM i i M o 子ども会議での発案による駄菓子屋、図書交換会等々、M i i M o の多面性を生かした自主企画イベントの開催に積極的に取り組むことでM i i M o の企画運営に係る住民参加の機運のさらなる醸成に努めているところでございます。

最後に、M i i M o の民営化までのロードマップにつきましては、人材の確保が急務であり、これまでの先進地視察や外部アドバイザーからの新たなノウハウの共有やご意見等を踏まえ、今年度は最優先事項として地域おこし協力隊を統括する地域プロジェクトマネジャーの招聘に取り組むこととし、本町と同マネジャーとが共同して地域おこし協力隊の募集から採用までに関わることで、採用と雇用の両面におけるミスマッチの防止につなげてまいりたいと考えております。

これらの取組を進めることで、現在のM i i M o 運営委員に加え、地域プロジェクトマネジャーと地域おこし協力隊の参画による新体制の下、官民連携による公共施設の新たな管理運営をより一層積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上で一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 初めに、簡単なほうからお尋ねします。

自主企画イベントは、プレオープンイベント、グランドオープンイベント、ひなまつり、ダンス等というお答えでしたが、この等にはほかに何かありますかというのと、あとプレイベントの経費はお幾らかかったんですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません。ご質問のほうで、まずグランドオープン、あとひなまつり、ダンスイベント等以外のイベントということなんですけれども、例えば本年度も開催させていただく予定ではあるんですけれども、図書交換会イベントですとか、先ほど申し上げました子ども会議で実施されましたM i i M oの駄菓子屋、そういったイベントの実績等がございます。

ちなみにプレオープンイベントなんですけれども、これは運営委員会という形では取っておりませんで、費用面につきましても持参、かかった費用はゼロでございます。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 経費がゼロというのはどういう意味なのか分からない。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） グランドオープンに係る例えばイベントになりますと、町内外から来賓の方をお呼びしたりとかそういう準備等もございましたけれども、プレオープンイベントにつきましてはそういった形での費用面での負担というのがございませんでしたので、実質はゼロという理解をいただければというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） こちらの、令和3年3月31日に発行された三宅町地域交流まちづくりセンター管理運営計画書というのにいろいろな組織が明記されているんですね。でも先ほどの町長のお答えですと、結局それぞれのイベントというのは企画から当日の運営に至るまで本町職員はもとより主に地域コーディネーター8名の方々、これは公募で来ていただいた町民7名プラス植村局長ということで8名の方々、それに事務局、政策推進課の職員を中心とする事務局4名、この方々が企画を考えたり、それから実現するためにいろんなところを連絡取ったり、実際に当日の裏方なども務めたのじゃないかなと想像するんですけれども、今年度のことはさておきなんですが、昨年度やった事主企画において公募の運営委員さんは具体的にどのような関わりを持ったのでしょうかということがお尋ねしたんです。

何となくこれまでのイメージですと月に1回から3回会議に集まっていたという程度の関わりじゃないかなと思うんですけれども、もっと濃厚接触じゃないんですけれども、濃厚な関わりを持ったのかどうか。もしそうだとすると、その方たちが昨年度は全く対価が払われずに運営委員をやっていたと、それは公募の段階で、自分から引き受ける段階で納得ずくで来ていただいていたんで全然問題ないとは思いますが、それに対して今年度も似たような濃厚な関わりを求めるのであれば、今年度は何か会議1回について1,000円ですか。と、

何かちょっとお聞きしているんですけども、でも、例えばイベントのときに朝8時とかから来て、夕方4時ぐらいまでいろいろ裏方をやるとしますよね。

で、一緒に働いている、今は空席ですけども地域おこし協力隊の方にはちゃんと対価が払われるし、町職員の方にも払われるとしたら、そういう関わりでいつまでもよろしくないんじゃないのかなと私は思うので、その点どのようにお考えなのか。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） それとも、私が勝手に想像しているだけで、実はそういうような濃厚な関わりは公募の運営委員さんはしていなくて、軽い会議的なことを月1回か2回か3回程度というだけでしたら、私はもちろん1回につき1,000円ぐらいの支払いで問題ないんじゃないのかなと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

その点につきましても、去年はやはり会議がなかなかうまく進まなかった部分もあるのかなという反省も含めているところですけども、今年度そういったところの運営委員さんの在り方というところ、どこまで関わるかという議論も今後はしていけないといけないのかなと。積み重ねをしていけないといけないのかなと。川緒議員おっしゃるようにただ運営委員だから日当が出るという話でしたら、Mi i Moクラブの協力した人はどうなるんだとか、様々なところにあると思いますので、今問題提起いただいたところも参考にしながら議論を深めていくということをしていく必要があるかなというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 昨年度の関わり方は、公募の運営委員さんというのはプレオープンとかグランドオープンなんかのときにはどのような関わりだったんですか。当日ももう朝から晩まで現場で働くような関わりだったんですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません、運営委員さん自体様々な団体のバックボーンをお持ちの方もいらっしゃいますので、その方にお声がけをいただいてその参画している組織の中からボランティア的に、例えばプレオープンとかグランドオープンでもその団体さんで例えばお店を出していただいたりとか、特にグランドオープンでは2日間にわたる大規模なイベントでございましたので、半日単位ぐらいで交代制取らせていただいて、ボランティア的に例えば入場者の検温チェックとかリストバンドを巻かせていただいた

りとか、会場案内、それからごみ拾い等でいろいろとお手伝いをしていただいたというような経緯がございます。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 問題提起ということで、ボールは投げさせていただいたので、それについては今後の検討よろしくをお願いします。

もう1点、私の質問の中に今後の工程表について、民間移行に対する工程表についてどのような工程表を描いているのかお尋ねしますということだったんですが、ちょっとあまり具体的に答えられていないんですが、最短で4年後、ただもう1年経過してしまいましたので最短で3年後ということになるわけですが、それについて残念なことに地域おこし協力隊の方が更新しないでこの町を去ってしまいましたので、今この空席を埋めるべく役所も鋭意ご努力いただいているということですね。これが、だからこの時点で1年は遅れるわということなのかどうか。

それと、私も勉強不足でこれを読むまでこういう民間移行ありきでこの施設が造られたというような認識はちょっと持っていなかったんです。すみません、非常に勉強不足で。でもその民間移行というのをそれでもあまりほぼ具体的には触れられてはいないんですね。いろんな形があるかと思うんですけども、ただ今の時点で言えることで構いませんので、民間移行というのは具体的にはどのようなものなのですか。指定管理者なんかとどんなふうに違うのか。そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 運営、民間移行という言葉が正しいのかどうかは別として、目指しているべき形としては住民さんがやはり参画しながら公共施設の運営、自分たちの町のことを自分事として捉えながら、運営に官民連携をしながらしていくと、今までにない新しい公共施設の運営の仕方を目指していくというところを目標としているところでございます。

民営化、指定管理ありきですとか、方法論ありきではなくて、どういった形があるのかというところからの議論を積み重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

ロードマップ、最短4年というところですけども、おっしゃるとおり遅れというところは生じるかなと思います。ただ、これから今募集しています人材のところでもさらにパワフルなすごい方が来られるとそこもリカバーする可能性もありますけれども、現状としては遅れるというような認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川鯨実希子君） 分かりました。工程表については分かりました。

民間移行というのは具体的な取組がまだ白紙みたいな感じですね。具体的な形については、これからつくっていくという形、官民連携の形を今模索しているんだったら、それってどこで決定されるんでしょう。議会の意見は聞かない。運営委員会で決定。そこら辺がどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 全くないわけではなくて、イメージとして先進地視察行かせていただいていますので、新富町のこゆ財団と行政の関わり方であったり、横瀬町の縁側という第三者の官民連携の公共施設と行政との連携をされている取組等々も視察している中で、こういった形というのは三宅町にもフィットするんじゃないかというところをイメージしているところもありますので、公共施設の運営というよりは行政と町づくり会社がどのように連携をしながら町の力をつくっていくか、それにM i i M oをどう活用していくかというところが大切であるというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 川鯨議員。

○2番（川鯨実希子君） 町づくり法人というのはこれにも載っているんですけども、これって何か。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 法人の形としては様々あります。横瀬町の場合は株式会社、こゆ財団の場合は社団法人というところで、全国各地で町づくり会社というところが立ち上がってまして、それぞれ多種多様な法人形式を持っていらっしゃるんで、そういったところどれがふさわしいかというところの検討なんかも必要になるかなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 川鯨議員。

○2番（川鯨実希子君） 役所に任せておけば安心というもので済んでしまうんですかね。確かにいろいろ我々なんかよりは、役場の方たちがいろいろ先進地を視察してもらって優れた先進的な取組をされているところを鋭意研究なさって、そこはすごくよく分かるんです。それであとは運営委員会にかかってくるんですか。

その政策決定プロセスをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 予算のところも絡みますので、そこは議会のご承認を賜るということが必要になってきます。今回も地域おこし協力隊等々M i i M oの運営に関わる予算という

のを計上させていただきまして、質疑の後ご承認いただいたところもございますので、そういった方向性やM i i M oの運営というところはそういった場を活用しながら、しっかりと議論を深めながら、また議員皆様方にも先進地視察等々行かれたり、勉強されているところのご意見とかアイデアもその都度いただきながら、それを反映させていきたいというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 川齋議員。

○2番（川齋実希子君） ちょっとまだ私も全然勉強不足ですので、その先進地の資料なんかも見せていただきながらこれから勉強したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） これで川齋実希子君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 次に、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

放課後児童健全育成事業における障害児等の受入れについて。

三宅町の学童保育は長きにわたって障害児の受入れを実践してきました。三宅幼稚園での受入れや療育教室の設置の取組を引継ぎ、三宅小学校での受入れ、学童保育での受入れは三宅町の誇り得る取組だと思えます。学童保育では国においても障害児加配の仕組みはありますが、三宅町では受け入れる支援が必要な子供が増加したら支援員をさらに加配する仕組みを堅持してきました。障害があろうとなかろうと三宅町の子供は三宅町の町で共に育つという理念に基づいています。

しかし、一方では障害児は学童保育ではなく放課後等デイサービスに行けばよいという考えを耳にすることもあります。放課後児童健全育成事業の現在の事業委託は令和5年3月31日までとなっており、この秋事業委託についてプロポーザル審査が行われることになると思いますが、共生の理念がこれからも大切にされていくのか注目しています。また、この1年あまり事業者が替わり、三宅町の理念や実践が引き継がれ実践されているのか気になるところです。

以下、学童保育の現状について質問します。

- 1、学童保育での障害児受入れについて、三宅町としてどのような考えを持っていますか。
- 2、現在の事業委託の仕様書には、障害児等特別な支援を必要とする児童に対応する必要

がある場合は補助員を加配する等速やかに受入れの体制を整えること、障害児加配対象児童として令和2年度は5名と明記されています。障害児の支援や虐待につながりかねない児童の支援では、運営母体にも職員にもそれなりの経験やスキルが求められます。適切な支援体制がつけられているか、町としてはどのように点検していますか。

3、障害児などに対して、適切な支援体制をつくり適切な支援をすることは一義的には受託事業者の責任ですが、委託した町もよい支援体制を構築するために受託事業者を援助、指導する責任があります。障害児などの支援をめぐって、町として受託事業者を援助、指導した実績はありますか。

以上、一般質問とします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問につきましては、事務的な回答になりますので、健康子ども局長より回答を申し上げさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 植村健康子ども局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） それでは、渡辺議員の一般質問にお答えします。

まず、学童保育での障害児の受入れに関する考え方ですが、学童保育の入所要件は保護者が就労等の理由で放課後家庭に保護者がいない家庭としておりますので、お子さんの障害の有無によって入所を制限するようなことは考えておりません。

これまで三宅町では、学童保育に限らず出生時より障害や疾病を有する子供たちが地域の中でのびのびと育つことができ、保護者が安心して子育てできるよう体制整備を図ってまいりましたし、今後も継続してまいる所存でございます。

ちなみに、議員が先ほど述べられた障害福祉サービスの一つである放課後等デイサービスについてですが、当該サービスは障害児を対象に生活能力の向上のための訓練などを提供する場となっています。現在、三宅町では保護者や子供のニーズに沿って学童保育との並行利用について対応しております。

次に、学童保育に対する点検体制及び町としての指導体制に関するご質問についてですが、現在健康子ども課においては受託者と月1回運営ミーティングを行い、Mi i Moでの運営上の課題や学童保育の運営における現状及び課題等について協議を行っております。また、担当者が定期的に学童保育の状況を確認し、必要な対応について助言及び共同で対応に当たっております。

発達に課題を有する児童への支援を行うに当たっては、議員がおっしゃるとおり専門的な

スキルや知識が必要となりますので、昨年度は奈良学園大学に依頼し学童保育職員への学習会の実施、現地観察による助言指導を行っていただいております。また、子供への支援方法については小学校と学童保育で共通認識を持つために小学校教員を対象とした学習会についても開催しております。

そのほか家庭に課題のある児童に対しては、子ども家庭総合相談窓口の職員が学童に足を運び、子供と面談を行うといった支援も学童保育職員と連携し実施するなど、学童保育担当者だけでなく健康子ども課としても必要な支援を講じております。

今後も事業者を含め様々な関係機関と連携を図りながら、学童保育の運営を円滑に進めてまいりたいと考えております。

以上で渡辺議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、再質問。

○5番（渡辺哲久君） まず、答弁の事実関係について幾つか再質問をします。

まず、一番最初の学童保育の受入れに関するところで、お子さんの障害の有無によって入所を制限するようなことは考えておりませんというふうにお答えいただいております。再確認ですが、障害が重くても障害が重いからという理由で受入れを拒むということはないというふうに理解していいですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） ただいまのご質問についてですけれども、確かに障害の重い、重度の障害の子供さんにつきましては、学童のほうでどこまで対応できるか正直言って今の現状では分かりませんので、その場合についてはご家庭とも相談しながら必要な措置について講じるようにはできるだけしていきたいと思っておりますけれども、完全に全てのお子さんを受け入れるということを今この場で回答させていただくことはちょっとできないかと思っております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） これ学童に限らずですが、重症心身障害児の支援センターというのが国の法律もできて、奈良県でも支援センターが社会福祉総合センターに設置されて、医療的ケアが必要な人も含めて校区の学校や保育所やそういうところへ通えるように支援をしていく、その方法についていろいろ当然いろんな課題がありますから、そこは支援センターが支援に入りながら協議して、実現の可能性を、こうしたらできるんじゃないかということを探って、実現していこうという体制が始まりつつあります。

磯城郡の大和中央平野プロジェクトの中でも、せっかくだからこの磯城郡がセンターとなって、モデルとなって、受け入れられるような体制をつくっていかうと、1行ちょっと入っているぐらいですけれども、そういう方向性が論議が始まっています。具体的にこの人こういう状況でということがない中で、抽象的に聞くとお答えづらいというのは分かりますが、やはりそれは何とかして受け入れていかうという姿勢で協議するのか、そうじゃなくてそんなこと最初から無理よというふうに跳ねのけてしまうのかによって、進む方向は全然違うと思うので、必ずどんなケースにも100%とまでは今は言えないにしても、基本姿勢として何とか三宅で重度の子でも生み育て、この町で育てていきたい、ほかの子供と一緒に過ごさせてあげたいという気持ちについて、何とか実現できる方法はないのか模索していくという姿勢で関わってほしいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村健康子ども局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） ただいまご意見いただきましたように、三宅町の小学校のほうでもこれまでも重度の障害児の方受け入れてこられた経過もございますので、学童保育としましても三宅小学校の子供さんは全て対象となっておりますので、ただ特別支援学校のほうに入学されている子供さんについては、ちょっと今現在では対象にはなっておらないんですけれども、三宅小学校のほうで受入れがなされているお子さんに関しましては週何回かとかという形で、できるだけほかの児童と一緒に過ごせるような環境づくりというのは調整させていただけたらなというふうには思っております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） かつて気管切開して医療的ケアが必要なお子さんが三宅小学校に入学して、そのお子さんのためにエレベーターを設置したという経過もありますので、当然御存じですが、そういうところもあらかじめ拒否しないで何とか取り組むという姿勢が希望につながると思いますから、ぜひ前向きに進めてください。

引き続き質問をします。

学童保育に対する点検体制、町としての指導体制に関する質問についてです。

受託者と健康子ども課においては、受託者と月1回運営ミーティングを行い、という回答がありますが、これ参加者はどんな方が参加されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 今現在運営ミーティングにつきましては、Mi i Moのほうで移行になってから月1回きちんと定例化しているんですけれども、Mi i Moのほうの

運営所管課の職員と、学童保育の受託者、あと健康子ども課の職員等の3者による協議になっております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 健康子ども課は、学童保育の担当者が参加されているわけですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 健康子ども課のほうからは担当者のほうが出席しております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 学童保育からはどなたが参加されていますか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 学童保育のほうは、管理者の方です。必要に応じて、協議内容によっては会社の本部の受託責任者の方にも来ていただいております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 同様に、一番その回答の流れで必要な対応について助言及び必要に応じて共同で対応に当たっておりますというふうにご回答いただいたんですが、共同の対応というときに、役場が直接現場の職員に指揮命令関係があるわけではないので、どなたと共同で対応に当たるのかというのは重要だと思うんですが、この場合共同で対応に当たっている受託者側の担当者はどなたになりますか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 受託者側につきましては、今の管理責任者です。学童保育の管理者になります。それと内容によって、先ほど申しましたように株式会社のほうからも責任者の方に来ていただいて、一緒に協議しております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 発達に課題を要する児童への支援に関する専門的なスキルや知識という点で、奈良学園大学に委託し学童保育職員への学習会の実施、現地観察による助言指導を奈良学園大学にいただいているというふうに回答がありました。この費用はどなたが負担されているんですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 現在三宅町は奈良学園大学のほうと連携協定を締結させていただいておりますので、無償で大学のほうから講師派遣をさせていただいております。

- 議長（辰巳光則君） 渡辺議員。
- 5番（渡辺哲久君） 学童保育の委託を受けている事業者が自主的に自分たちで企画して学習会をやったりとか、そういうことはないんですか。
- 議長（辰巳光則君） 植村局長。
- 健康子ども局長（植村恵美君） 学童保育側につきましては、研修会のほう本部のほうから企画とかしていただいております、そちらのほうで研修会をしていただいております。
- 議長（辰巳光則君） 渡辺議員。
- 5番（渡辺哲久君） あともう一つ、小学校教員を対象とした学習会も開催していますということですが、これどなたが主催して、個々のこの子供に対する支援をめぐってというようなやり方をしているのか、あるいは例えば自閉症についてとか、あるいはヤングケアラーについてとかそういうテーマごとにされているのか、主催者が誰でどんな内容でされているんですか。
- 議長（辰巳光則君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） 大きな目的、どういったことをただしたいかという大きなところをまたご説明いただいて、細かいところの質疑にさせていただきたいなど、説明的なところばかりなので、どういった意図なのかなというところを教えていただきたい。
- 議長（辰巳光則君） 渡辺議員。
- 5番（渡辺哲久君） 事業者の責任と委託している三宅町の責任というのをお互い明確にする必要があると思うんです。私は後でまた町長にも質問しようと思っているんですけども、一番心配しているのは放課後等デイサービスがあるんだから障害児はそっちに行けばいいじゃないか、何で学童保育に来るのよという声が現に耳にすることがあるので、それは三宅町が今まで歩んできた歩みとは違う道だと思っているんですね。そういう意味で三宅町の理念がこの事業委託においてもちゃんと浸透しているのか、行政の担当者のほうはどのような責任を果たしているのか、事業所は委託を受けてそういう理念を継承してどんな努力をされているのか。そこを具体的に確かめたいという意図です。よろしいですか。
- 議長（辰巳光則君） それに対して、植村局長。
- 健康子ども局長（植村恵美君） 小学校教員を対象とした学習会もそうですけれども、奈良学園大学の教授の先生にご依頼して研修会のほうを開催させていただきましたのは、一般的に発達障害を有する子供たちへの支援をきちんとやはり学童のほうにおいてもこれまでの事業所さんもしていただいていた内容もございますけれども、改めて新しい事業者の方にきち

んと継承いただきたいということもありますし、新たな支援方法ということも、時代といますか、年月に応じて変わっていく点もございますので、専門で奈良学園で教鞭に立っていらっしゃる教授の方に来ていただいてご助言いただきたいという旨が健康子ども課のほうにありましたので、健康子ども課が主催となって実施しました。

それ以降につきましては、事業所のほうで必要に応じてそういった研修を引き続きしていただいたりという形を取っているところですが、ちょっと今年度につきましてはM i i M oに移行しましたのでM i i M oでの新しい運営方法で試行錯誤1学期のほうしていただいておりますので、今のところその研修会というのは今年度は開催できておりません。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 学校に関しては学校からの依頼があり、それに基づいてということですか。そういう答弁じゃなかったですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 学校のほうからではなく、健康子ども課のほうから小学校にお願いして、学童保育のほうとやはり同じ子供たちに対して同じように接していただくのが一番大事だと思っておりますので、そういった意思疎通というんですか、意思統一を図りたいという旨で小学校のほうにお願いを、健康子ども課からさせていただきました。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 分かりました。

一応ちょっと事実関係大体把握できたので、それに基づいて一番聞きたいことです。この点は町長にもお伺いしたいというふうに思います。

答弁の中では、三宅町は学童保育に限らず出生時より障害や疾病を有する子供たちが地域の中でのびのびと育つことができ、保護者が安心して子育てできるように体制整備を図ってまいりましたし、今後も継続してまいる所存でございますというふうに答弁いただいております。それはぜひそうしてほしいと思うんですが、日本の国の現状で言うと、例えば文部科学省は依然としてその要望が特別支援教室、教育という流れが、分離して別学で学ぶとよい、色合いの強い方針を日本型の統合教育だというふうに主張しております。

今国連で障害者権利条約の審査が行われていますが、やはり教育問題というのは日本の障害者権利条約の実施状況でも常に問題となるところです。三宅町は、そういう一方で分離別学、障害児は障害児だけで集まってそこに行けばいいじゃないかという主張に対して、ここで答弁いただいているように地域の中でのびのび一緒に育っていくというふうに一貫して歩

んできたと思うので、改めてそういう理念、分離別学ではなくて、統合保育であったり、統合教育であったり、一緒に地域の中で育っていくというそれが三宅町の子供たちに対する理念であり基本的な考え方であり、今後ともそういう方向を崩すことがないというふうに考えてほしいんですけども、そういうふうに町長はお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 国のほうでも様々な議論が進んでいるということは聞き及んでいるところがございます。その中でもやはりそういった今まで大切にしてきたものは大切にしていこうということは非常に重要であるというふうに考えておりますし、ただそれに伴って渡辺議員おっしゃったようにできること、できないこと、姿勢の問題というところではしっかりとその部分を大事にしていくということを姿勢としては持っていますけれども、実際問題どういう方法が取れるか、実現可能かどうかというところの議論というところはその都度都度意見交換というところをさせていただくことが必要になってくるかなというふうに感じているところです。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） しつこく何でそこを質問するかというと、例えば障害福祉計画、障害福祉計画は子供の教育のことを述べるのが主なところじゃないからそこに求めても仕方がないかもしれませんが、例えばそこに共生という言葉はあるけれども統合教育とか統合保育とかそういう言葉は出てこないんですね。だけれども、三宅町が一貫して立脚点としてきたのは、三宅の子供はできる限り保育園であれ、学校であれ、同じ場で一緒に学び、その子に対する個別の必要な支援は欠かせないから、例えば幼稚園であれば療育教室もやっているし、三宅小学校であれば抜き出してその子の分かりやすい学習は保障するとか、そういう組合せ方はいろいろされていますけれども、基本は三宅の子供だよと、この保育園のこのクラスの子だよ、この小学校のこのクラスの子だよ、同じクラスの子だよと。あの障害児学級の何とか学級の人と、自分たちとは違う人とそうはしないよとずっとしてきた、その理念をやはり揺らがせては、揺らいではいけない。

具体的に何ができるかはもちろんケース・バイ・ケースで、私もそういう現場にいますから別にどんなことをやっても全てやれるというふうには思っていないんですが、やはりそういうしっかりした理念、揺るがない理念に基づいて、これからもお答えいただいたようなことが継続して実現されていく、そういうことを明確にさせていただけると、さっきちょっと言ったような障害がある子は放課後デイ行けばいいやん、学童なんか来んでもええやんというよう

な声は出たとしても、いや三宅の考えはそうではありませんというふうに明確にできると思うんです。だからそこをぜひ町長には、今の大体のお答えで大体はっきりはしていると思うんですけれども、改めてそういう理念に基づいてこういうことをやってきたし、これからもやっていくんだということを明言していただけると安心できるかなと思っています。

○議長（辰巳光則君） 1個前の回答でその明言されたような感じやったんですけれども、もう一回してもらって。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 理念というか町が大事にしてきた文化というところは大切にしていきたい。理念という部分で明文化されていない部分かなと思うので、これは僕は文化だというふうに感じていますので、この文化というところは大切にしていける必要があるというふうに思っています。ただ、一方で未来を考えて後の10年後、20年後を考えますと人材というところが必ず不足をするというのがもう見えている中で、こういった議論も併せてすることが未来への責任のある立場ですべき議論かなというふうに思っています。

文化として大事にしながら10年後の変化にどういうふうに最適化していくかというところの議論というところをしっかりと重ねてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（渡辺哲久君） ありがとうございます。

質問終わります。

○議長（辰巳光則君） これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日6日より15日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月16日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。皆様、お疲れさまでした。

（午前11時53分）

令和4年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和4年9月16日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	森 本 典 秀
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長	植 村 恵 美
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	山 内 亮

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	渡 辺 哲 久	6 番 議 員	森 内 哲 也
---------	---------	---------	---------

令和4年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和4年 9月16日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 特別委員長及び常任委員長報告

(1) 決算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第5回補正予算について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

令和4年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員会委員長の報告についてを議題とします。

去る9月5日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月7日と8日に開会されました、決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、池田年夫君。

○決算審査特別委員会委員長（池田年夫君） おはようございます。

去る9月2日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、5日に当委員会に審査付託を受けました令和3年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかなどに視点を置き、去る7日、8日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債費比率については、令和2年度より令和3年度は10.2%から10.3%になり、将来負担比率も0.1%と基準値を下回っています。公営企業会計に係る資金不足比率については8.2%となっていますが、公共下水道事業特別会計が公営企業会計に移行することで打切決算となり、決算処理上一時的に資金不足が発生したものです。

それではまず、令和3年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額は43億9,397万8,883円で、歳出決算額は41億6,860万3,041円で、歳入歳出差引額は2億2,537万5,842円であります。

次年度へ繰り越す事業として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、道路メンテナンス事業、学校等における感染症対策等支援事業に係る一般財源分である、繰越明許繰越金73万円と歳計剰余金繰越金2億2,464万5,842円が繰り越されています。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出のうち、総務費においては、固定資産台帳、財務書類作成支援事業委託の業務内容の進捗状況、契約期間、契約方法、事業完了後の対応と見込み及び台帳の整備状況について、複合施設における公衆無線LAN等設置委託料及びセキュリティ対応について、民間事業者間提案制度事業の内容及び決算額の内容について、移住定住促進事業における予算執行率の理由及び他施策への転用検討について、タウンミーティング等におけるテープ起こしの活用について、Mi i Moにおける管理費と運営費の違いと考え方及び今後の予算化について、地域力創造アドバイザー派遣事業の費用及び交付税からの充当期間について、Mi i Moにおける図書フロアの利活用及び図書の相互利用活用状況について、支所育成研修費の内容及び読書活動の推進補助金の内容について、ふるさと納税における返礼品割合の見直し、基金残高の共有及び企業版ふるさと納税との関係について、三宅町タウンプロモーション事業における広域連携事業の内容について、外部人材活用事業における報償費の確認、会議の実施回数及び予算執行率の理由について、衆議院議員選挙費における事務費の内訳及び精算根拠について、併せて10代の投票率、期日前投票率、投票率向上に向けた取組について、複合施設整備事業における什器備品調達全体の費用について、個人番号カード等関連事務委任交付金について委任先等について質疑。

民生費においては、消費生活相談事業に係る相談員の人選及び相談件数について、高齢者福祉事業における活動内容について、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業における住民の反応及び事務費の内訳について、三宅住民における町外保育所の利用について、児童虐待防止対策事業について強化及び事業内容について、Co育てプロジェクトの今後について、オンライン医療相談の利用状況について、子育てシェア人材発掘・人材育成事業の進捗及び今後について、子育て世帯臨時特別給付金事業における受給者の反応について、子育て講座の内容について、幼稚園における連携協定、研修内容及び待機児童対策について、通園バスにおける児童への対応について、手ぶら登園サービスにおける利用者の反応等について質疑。

衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る作業人員、作業時間、電算処理委託料及び職員派遣内容について、今後の実施に向けた負担軽減等の検討について、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る災害備蓄品購入内容及びポータブル蓄電池の用途について、あざさ苑修理費についてを質疑。

農林水産事業費については、中部地域農業推進協議会に係る活動内容について、多面的機能支払交付金の趣旨及び県立大学誘致に係る土地利用との関係について、地籍調査事業実施に係る根拠法令について、調査地域内の土地と順番及び事業完了等について質疑。

商工費においては、三宅 no まつり 補助金についてを質疑。

土木費については、三宅 1 号線道路整備事業に係る完成予定について、空き家実態調査に係る調査結果等について質疑。

消防費については、防災備蓄品に係る期限切れが起こらないような対応等について質疑。

教育費においては、事務事業評価結果に対する対応について、いじめ問題対策連絡協議会における活動内容について、学校における支援員の内容について、学校給食における厨房機器リースについて、生涯学習における今後の運営について、三宅古墳群の状況及びアンノ山古墳発掘調査に係る結果等について質疑。

公債費においては、住宅新築資金等貸付事業債に係る債務残高状況について、臨時財政対策債の状況及び今後について、おのおの質疑しました。

次に、歳入についての質疑としては、町税の徴収率について、住民税及び固定資産税における減少について、ごみ売払い収入に係る作製費用検討及びごみの減量について、地方交付税増額について、ふるさと納税基金繰入れに係る積立て及び対象事業への財源充当について、空き家等対策事業に係る起債内容について、クラウドファンディングにおける複業人材の活用について、マイナンバーカードの交付率及び今後の方向性についての質疑を行いました。

次に、全体概要についての質疑としては、今後の予算の考え方について、少子高齢化が基金、町債及び決算に与える影響、組織全体が見直しされたことへの影響について、町債返済における利率等の検討について、実質収支の活用について、基金と負債及び将来負担比率について、消費税が増えたことによる社会保障への影響についての質疑を行い、一般会計の歳入歳出決算については全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和 3 年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額 8 億 489 万 6,886 円に対して、歳出決算額は 8 億 266 万 1,909 円で、実質収支は 223 万 4,977 円となった決算内容であり、傷病手当の周知について、保険加入減と税収について、高齢者増と給付金増

の関係について、国保運営協議会の開催について、保険事業における情報発信や歯周病検査の今後についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

続いて、令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額1億3,348万7,476円に対して、歳出決算額は1億3,348万1,176円で、実質収支額は6,300円の決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和3年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は8億1,520万1,556円に対して、歳出決算額は7億6,836万9,694円で、実質収支額は4,683万1,862円であり、歳出では、訪問型サービス及び生活援助において、任意事業の内容について、要介護認定における調査について、一般介護予防事業における変更点について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計決算については、歳入決算額は2億7,780万1,609円に対して、歳出決算額は2億8,171万4,074円で、歳入歳出差引額は391万2,465円の赤字であり、歳出では、ストックマネジメント実施方針の内容についてを、歳入では、下水道事業実施に係る起債の削減検討についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和3年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額は2億8,674万7,830円に対して、支出決算額は9億2,531万3,739円で、収支差引額は6億3,856万5,909円の収入減となっています。

また、資本的収支における収入決算額は8,155万8,832円、支出決算額は1億430万7,131円で、収支差引額は2,274万8,299円の収入不足となるため、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金から同額が補填された内容であり、収入では、給水戸数が増えていることに対し有収水量が減っていることについて、人口減少に対し年間配水量が増加していることについて、営業外収益及び特別利益が増えている理由について、受託工事の負担金について、特別利益に係る一般会計との差異について、磯城郡水道企業団に係る料金、会計システム開発費用の3町負担割合について、磯城郡水道企業団設立に係る奈良県からの財政的援助状況についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました、令和3年度各会計決算の審議経過であり、各種事業の費用対効果を含めた側面からも審議し、いずれも原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

続いて、9月9日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、渡辺哲久君。

○総務建設委員会委員長（渡辺哲久君） 去る9月5日、第3回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案について、9日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第29号 令和4年度三宅町一般会計第4回補正予算について、歳入では、普通交付税及び臨時財政対策債、前年度歳計剰余金の確定、令和3年度下水道事業特別会計への一般会計繰出金の確定による還付金ほか、令和4年度における歳入予算の増額が行われています。

歳出については、公債償還基金積立金及び公共施設等整備基金積立金の増額、危険家屋撤去費用の増額ほか令和4年度各事業における歳出予算の増額、予備費による財源調整が行われています。

次に、審査の経緯について、歳出では、公共施設等整備基金積立金における金額の確定について、ファイリングシステム導入の計画変更の理由について、公債償還基金積立金における過疎対策事業分の積立割合及び積立時期について、令和3年度一般会計決算における実質収支の基金積立てについて、Jアラート自動起動装置の不具合について、道路メンテナンス事業における補助金申請及び整備計画について。

歳入では、臨時財政対策債における減額理由及び限度額について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第33号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、令和4年4月に公職選挙法施行令の改正に伴い、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の上限が改正され、町議会議員及び町長の選挙における公費負担の上限額を改正するための一部改正であり、選挙運動に係る費用について、選挙公報についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次は、議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、令和3年8月に人事院が公表した公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされました。これを受けて、育児休業の取得回数制限の

要件について、所要の改正を行うものであり、非常勤職員及び議員への適用について、取得時の給与支給について、ハラスメントの相談窓口について、管理職からの周知について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次は、承認第7号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第3回補正予算については、環境衛生課所有公用車の車両事故に伴う中古軽自動車購入に要する経費の予算措置であり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断され、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、議会に承認を求められたものであります。事故原因及び再発防止策について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次は、発議第6号 安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書については、安倍元総理大臣の葬儀を国葬で行うという政府の決定について、立憲主義、民主主義の観点から重大な懸念があることから、これに反対し実施を見直すことを要望する議員発議の意見書であり、各委員より、「法的な根拠が不明確でルールや基準が曖昧」、「国からの圧力を感じる」、「悲劇で弔いたい気持ちがある」など、委員全員がそれぞれ意見を述べ、本委員会は賛成少数で原案を否決いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

続いて、9月12日午前9時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川齋実希子君。

○福祉文教委員会委員長（川齋実希子君） 去る9月5日、第3回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、12日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議案第29号 令和4年度三宅町一般会計第4回補正予算案について、歳入では、令和3年度各事業における国及び県支出金の確定に伴う追加交付金、令和4年度各事業における歳入予算の増額が行われ、歳出については、令和3年度各事業における国及び県支出金の確定に伴う返還金、令和4年度各事業における歳出予算の増減が行われています。

次に、審査の経緯について、小規模保育事業施設について、高齢者一体化予防事業における地域活動担当の医療専門職の仕事内容、今後のめど及び事業経費の補助対象について、オミクロンワクチン接種の開始について、放課後児童健全育成事業における今後の変更点や事

業評価等について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第30号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案について、歳入では、前年度歳計剰余金の確定による繰越金、国民健康保険財政調整基金利子の確定による利子収入、令和3年度特定健診等負担金の確定に伴う追加交付金の増額を行い、歳出においては、令和3年度保険者努力支援交付金の実績額確定に伴う返還金の増額、国民健康保険財政調整基金利子積立金の増額、予備費による財源調整を行っています。保険者努力支援交付金の内容について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第31号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案については、歳入は、前年度歳計剰余金の確定による繰越金の減額を行い、歳出は、後期高齢者医療広域連合に対する納付金の確定に伴う納付金の減額を行っており、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

議案第32号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案については、歳出では、令和4年10月介護報酬改定に伴う介護保険指定期間等管理システム改修費の増額、令和3年度各事業における国庫支出金等の確定に伴う返還金の増額、決算剰余金の一部を介護給付費準備基金への積立金及び予備費の増額を行い、歳入では、歳出予算に対する国庫支出金の増額及び前年度歳計剰余金の確定による繰越金の増額を行っており、国庫支出金等返還金における支払基金への影響について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 国葬に関する議員発言に関して賛成意見が……。

○議長（辰巳光則君） それは、討論があります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 安倍首相の国葬に関する発議について、意見案に対する賛成意見を述べます。2点理由があります。1つは、国葬という形で行われることに対して、やはり大きなプレッシャーを感じます。政府は弔意を強制するものではないというふうに、現段階、説明していますが、国葬であれば、任意の形で葬儀を、弔意を示したい人たちで葬儀を行えばいいので、国葬に反対するという声を上げようとする、やっぱりプレッシャーを感じるというのは現実です。最初から国葬という形を取らなければ、論議を、二分するような論議を起す必要もなかったのではないかというふうに思います。それが1点です。

もう一つ、これは、私の個人的な立場の問題と関わりますが、私は、安倍政治に関しては一貫して反対の立場でいろいろ意見や活動をしてきました。安倍首相がああいう形で亡くなったことに対しては、残念な気持ちであります。しかし、国葬ということで安倍政治が美化されることについては、やはりどうしても違和感があります。そういう意味で、国葬という形でやることについては反対で、過去行われてきた自民党葬とか、それぞれ志のある人たちが集まった任意の形で葬儀を行うのであれば、行っていただければいいのではないかというふうに考え、この原案に賛成します。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

反対討論、賛成討論。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 反対の立場から討論させていただきます。

私は、国葬には賛成しております。理由は単純です。私は日本国民でありまして、日本国のトップを務めた人物、どこぞのしがない有名人の葬儀ではございません。国が行った選挙で多数を取って選ばれた人物の一人、そういう方が亡くなった場合には、一日本国民として弔いをするべきであるからと考えております。

ただし、一言、どうしても言いたいです。戦後から政治家の国葬については法的根拠がありません。なので、自民党にということになるのでしょうか。内閣ということになるのでしょうか。ちゃんとルールにのっとってやってほしいと思っております。このところ、自民党というか国政、ちゃんとやっているようにはどうしても思えません。森友加計問題、加計学園の問題もそうです。桜を見る会の話もそうですね。公文書改ざん、破棄するというのは最低やと思っております。集団的自衛権に関してもそうです。解釈でできるという。解釈を変

えるだけでできるのであれば、憲法を改正する必要などないやんかと思ってしまう。保守という人が、何を保守しているのか、ここ最近さっぱり分かりません。決定権があるからということで、その場その場で、あまりにも好き勝手にしているようにしか思えないということがあります。なので、この機会に、ちゃんとしてくれというのを、どうやって届けるが問題が、今回の意見書への賛否の態度の表明ではないかと考えておりました。

自民党やばいですよね。でも、自民党がやばいということは、日本がやばいですよね。でも、選挙で選ばれた人たちですよね。国民全体やばいんちゃうんという危機感を非常に持っております。

一方、これから三宅町は、大和平野プロジェクト、田園構想などで、国と密に付き合う機会もあるはずです。そういった際、国の政治家なんでしょうか、官僚なんでしょうか、分かりませんが、ガチンコで話をする場合においては、今回の意見書の賛否の態度は影響するかもしれない、そんなところまで考えを巡らせて態度を決めさせていただいております。意見書に、賛成しようが反対しようが国葬儀というんでしょうか、国葬は開かれることにはなるとおっしゃいますので、三宅の未来の話、大和平野プロジェクトなどの話を直接ガチンコでする場合に、この意見書の賛否が足を引っ張らないためにも、今回の意見書には反対したいと思います。

ただし、もし私がガチンコで政治家、運用をしている人と話をする機会があれば、ちゃんとしてくれよという思いは、ちょっと伝えたいと思っております。また、ほかにも、三宅の未来の話をガチンコで政治家とする立場にある人は、ちゃんとしてほしいですという話を直接届けていただきたい。ここが約束してほしいと思っております。

以上で、本来、意見書でちゃんとしてくれと国に届けたいと思っていた私の討論終わります。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 二人の今の意見というんか討論というんか、これは、三宅町の決算報告あるいは補正予算なり条例なりに対する討論ということ、先にやるべきであって、後でまた安倍総理の、元総理の国葬についての意見書については議題となると思うんですけども。

○議長（辰巳光則君） すみません。これ、全体なんで、もちろん、ここで決算認定についても討論してもらって結構なんで。事前に、どっちに対してと言ってもらったらいいますから、それはここで全体でやりますんで。はい。

○10番（池田年夫君） だから、そこら辺の……。

○議長（辰巳光則君） この場でしてください。

○10番（池田年夫君） そうであれば、私自身は、国葬の見直しの意見書に対するは、賛成の立場で討論をいたします。

生きるものは必ずいろいろな形で、形を変えて死を迎えます。そして、議員や各自治体の首長は4年に1回、または6年に1回の選挙の洗礼を受けて、受けることが憲法で決まっているわけです。議員を長くやっていたから、また、首相を長く務めたからといって、国民の税金を使って葬儀を使う行為は日本国憲法の精神から逸脱しているし、国葬についての法律もありません。内閣の判断で国民の意思が相反する行為を内閣の判断で決めるということは、許せない話であります。政府は葬儀費用を合計16億6,000万円とすることを発表していますが、現天皇の即位の礼では約2,600人を招き、警備や接待費用で約90億円の予算が計上されました。今回の国葬の参列者を6,000人と見込んでおり、警備や接待費など10億円しか見積りしていないというのは不自然であります。費用を少なく見せようとする疑いは払拭できません。国葬の企画や演出等、桜を見る会の会場設営に関わった企業が受注したことも不信を広げています。

国葬令は1947年に失効しています。戦後の日本で国葬と言ってもいったい誰が行うのか、国葬の国とはいったい何を示しているのか明らかにされていません。大日本帝国憲法いわゆる明治憲法下では、天皇が元首なので天皇が国でありました。日本国憲法、今の憲法では、国とは国民でなければなりません。政府は国民一般に喪に服することを求めないと言っているわけでありますけれども、望む人だけが認めればいい儀式なら、その範囲で行えばいいのであって、国民に強要はしないと云っても葬儀が行われ、黙禱の時間になれば対応に差が出てくるわけです。特に、国公立の組織では内心の自由に関わって難しい問題も出てくるのではないのでしょうか。

全国の著名人17人が国葬の中止の署名を呼びかけられ、宗教者や各種団体、国葬中止及び見直しの表明が行われております。国葬を行えば、外国の大統領や首相などを国賓として待遇や警備をすれば、数億円の税金が使われることとなります。9月の時事通信の調査では安倍氏の国葬に反対が51.9%、賛成が25.3%という状態です。国民の意見を二分する行為を行うということは許せませんので、見直しについて賛成討論といたします。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

反対、賛成……。

瀬角議員。

○3番(瀬角清司君) 私は、この意見書には反対討論といたします。

今回の、安倍元総理の国葬には皆様、様々なご意見がおありだと、私自身も重々認識をおるつもりではありますが、そもそも、選挙運動の活動中に、あつてはあり得ない事件でありまして惨劇でもありました。その惨劇が行われた場所は、三宅町民の皆さんもよくご存じの県内の地、西大寺で行われるということで、私は、一奈良県民として心苦しくなる思いがありますので、この意見書に対しては反対するものといたします。

以上でございます。

○議長(辰巳光則君) ほかありませんか。

川鱒議員。

○2番(川鱒実希子君) 私は意見書に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。意見書にも最初に述べられていることですが、何よりもこの国葬を開催する法的根拠というか、ルールや基準が全く曖昧なことです。戦後一度だけ、吉田茂元総理の国葬は行われました。それを行ったときの首相は佐藤栄作さんでした。でも、その佐藤首相自身が、当時、それは超法規的措置であると述べているわけです。つまり、法的根拠がないことをご自身が認められている。それで、しかも、吉田元首相の国葬を決して前例にはしないということもおっしゃっています。その後の自民党は、やはり非常に知恵も包容力もある政権党の政党ですから、こういうことをすると、国民の間に分断が生まれるということをごきちんと分かっていたかと思えます。国葬ということは一度もなさいませんでした。ですから、弔意というのは極めて個人的なものだと思うんですね。それを国という単位で行ってしまうといろいろ傷つく人も出てくるでしょう。だからこういう形式は取らないという知恵をここに来てなぜ受け継がなかったのかという点で、私は非常に残念に思っています。

ただ、私の中にも、これから三宅町が大和平野中央プロジェクトなどの関わりで、政権党である自民党の国会議員の皆様といろいろお付き合いをしていかなければいけないということも分かります。そういうときに、三宅町がこういった意見書を出していると、実際に陳情に行かれる方たちは非常につらい思いをするのかなという、その辺を考えるくらいの想像力は持っているつもりです。けれども、やはり個人の良心の自由というのは、そういった経済的利益にも増して大事にしなければならないものなのではないかと自分なりに非常に悩みますが、今回はこの意見書に賛成いたします。

○議長(辰巳光則君) ほかありませんか。

この意見書以外でも討論ありませんか。

池田議員。

- 10番（池田年夫君） 先程は、国葬の見直しについての意見書の賛成討論はしたんですけども、三宅町の決算についての反対討論を行います。

令和3年度三宅町一般会計決算は、歳入43億9,397万8,000円、歳出41億6,860万3,000円差引き2億2,537万5,000円が翌年へと繰り越し、単年度収支は7,415万円、実質単年度収支は9,225万2,000円となっています。また、環境衛生ごみ袋の費用の売払い手数料は、1,250万円、指定ごみ袋及び収集カレンダーの製作費651万円を差し引きますと、約500万円が町の収入となり、ごみ袋の単価を引き下げることができます。また、平成29年度4月に総務省から過疎地域に指定され、9月から過疎地域自立計画に基づいて過疎債の申請が行われ、過疎債は7割が交付税として処理されます。三宅町の将来負担率は0.1%となっていますが、過疎債のハード事業とソフト事業の合計で3億1,862万2,000円となり、将来の住民に負担を負わせることになっています。

国民健康保険会計、介護保険特別会計についても、決算資料の最後に掲載されておりますが、消費税の引上げ分の地方消費税交付金、社会保障財源分が充てられている社会保障4経費その他の社会保障施策関する定義は、平成27年度から令和3年度まで一覧にしてみますと、社会保障財源下分の市町村交付金の合計も、平成27年度が4,900万円、令和3年度は7,679万円と増えていますが、三宅町の一般財源からの持ち出し分は、平成27年度は4億2,871万円から令和3年度は6億1,471万円と毎年町負担が増えているわけです。

また、歳入についても町民税、固定資産税、町営住宅、国民健康保険、後期高齢、介護保険、下水道の7会計の合計で、平成30年度の2,250万円から令和3年度の2,588万円と33万円増となっております。不納欠損についても29年度が321万円、30年度が65万円、令和元年度が47万円、令和2年度30万円、令和3年度33万円が不納欠損として処理されています。社協が取扱いしている緊急小口融資の申込みは、令和2年から令和3年7月まで248件、1億195万円となっています。三宅町内の納税申告者の2,483人のうち、69%の1,731人が350万円以下となっています。町民税や固定資産税、町営住宅使用料の滞納額を見ても、毎年増額になっています。住民の生活は苦しくなっていることが分かります。住民の血税である税金を、住民のために使用すべきであります。

以上で、三宅町令和3年度三宅町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計についての反対討論を終わります。あと、公共下水道事業、上水道事業、補正予算案条例につ

いては、特段の問題はありませんので賛成し討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほか、ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和3年度三宅町一般会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第3号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第4号 令和3年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第6号 令和3年度三宅町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第29号 令和4年度三宅町一般会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第30号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第31号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第32号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第33号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第7号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第6号 安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告では否決です。したがって、原案について採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 賛成反対が同数です。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件について採決します。

発議第6号 安倍元総理大臣の国葬見直しを求める意見書については、議長は否決と採決します。

◎追加議案の上程

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

本日の議事日程は、2、議案1件を追加したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳光則君) 追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

(議案配付)

○議長(辰巳光則君) 皆さん、配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 追加日程第1、議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第5回補正予算についてを議題とします。議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和4年9月三宅町議会第3回定例会に提出をいたしました追加議案についてご説明申し上げます。

議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第5回補正予算について、オミクロン株対応ワクチン接種事業の実施及び企業版ふるさと納税に係る歳入予算を確保するため、補正予算を措置する必要があり、本定例会に追加で上程するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目3衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン

接種費用負担金として22万7,000円の増額を行っております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金として1,142万5,000円の増額を行っております。

同款项2国庫補助金、目3衛生補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として1,158万5,000円の増額を行っております。

款17寄附金、項1寄附金、目3企業版ふるさと納税では、企業版ふるさと納税として、100万円の増額を行っております。

続きまして、歳出をご説明いたします。

10、11ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するための経費として、節1の報酬で、会計年度任用職員給料として59万7,000円、節7の報償費で、集団接種従事者への報償費として858万円、節10の需用費で事務物品等の消耗品費33万円、燃料費2万9,000円、医薬材料費22万円を合わせ57万9,000円、節11の役務費で、通信運搬費140万円と国保連請求事務手数料30万円を合わせ170万円、節12の委託料でシステム改修費として電算事務委託料181万5,000円と、接種委託料及び会場運営委託料等として、その他委託料919万8,000円を合わせ1,101万3,000円、節13の使用料及び賃借料で、使用料3万3,000円と会場物品の賃借料73万5,000円を合わせ76万8,000円の増額を行っており、総額で2,323万7,000円の増額を行うものでございます。

款14予備費では、財源調整のため100万円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ2,423万7,000円を増額し、予算総額41億9,759万3,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

以上が、今定例会に追加提出いたしました議案1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま、町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 初めの歳入で企業版ふるさと納税、200万円が100万円から300万円になりますけれども、これは、この補正予算で出てきた背景、今、どういうことがあってこういう補正予算になったのかの説明をお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 企業様のほうから申出というか、企業版ふるさと納税で三宅町に寄附をしたいという意向がございましたので、今回、補正予算の提出を行ったところでございます。

○4番（松本 健君） 差し障りなければ、どういう企業からで、どれくらいの金額で話があったのか、もともとの200万円の予算から、今回、何か話があったので、それをオーバーするので、オーバーする分を補正予算に入れたという理解の仕方よろしいのでしょうか。

○町長（森田浩司君） はい。そのような認識で大丈夫かと思えます。当初、企業版ふるさと納税の獲得というところは、当初から予算で考えていましたけれども、想像以上というか、それ以上のご寄附を頂ける、まだまだ協議中でございますので事業は費用としては確定はしておりませんが、そういった今、お申出の中では、そういう意向があるということでご認識いただけたらと思えます。

○議長（辰巳光則君）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

討論なしと認めます。

討論は終わります。

お諮りします。

日程第1号、第1、議案第35号 令和4年度三宅町一般会計第5回補正予算についてを採決します。

本件を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして各委員会の議会閉会中において

も引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長(辰巳光則君) 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和4年9月三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和3年度の各会計の認定6件、議案7件、承認1件の重要案件について慎重審議いただき、決算認定ともに全議案ご可決、ご同意賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、7月から開始した4回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、集団での接種を9月4日にて終了し、この後、希望者への個別接種についても9月末をもって終了する予定でございます。

また、本日の追加議案にてご可決いただいたオミクロン株対応ワクチン接種事業については、まず、重症化予防等の理由で対象となる方から接種を行う予定とし、大半の対象となる2回目接種を完了した方への接種については、10月中頃より開始する予定としており、速やかに実施できるよう体制づくりとともに準備をしております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、感染予防と拡大防止に努めるとともに、町民の命と健康を守るための取組を進めてまいり所存でございますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、季節の変わり目で、朝夕しのぎやすくなり、少しずつ秋の訪れを感じる頃となりました。議員皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和4年9月第3回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、令和4年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（午前11時08分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員